

## 令和3年村上市議会第1回定例会会議録（第3号）

○議事日程 第3号

令和3年2月26日（金曜日） 午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員（21名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
13番	鈴木いせ子君	14番	川村敏晴君
15番	姫路敏君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	長谷川孝君
20番	大滝国吉君	21番	山田勉君
22番	三田敏秋君		

---

○欠席議員（1名）

19番 佐藤重陽君

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	竹内和広君
企画財政課長	東海林豊君
自治振興課長	渡辺律子君

税 務 課 長	長 谷 部	俊 一	君
市 民 課 長	八 藤 後	茂 樹	君
環 境 課 長	田 中	章 穂	君
保 健 医 療 課 長	信 田	和 子	君
介 護 高 齡 課 長	小 田	正 浩	君
福 祉 課 長	木 村	静 子	君
こ だ も 課 長	中 村	豊 昭	君
農 林 水 産 課 長	大 滝	敏 文	君
地 域 経 済 課 長	山 田	和 浩	君
観 光 課 長	大 滝	寿	君
建 設 課 長	伊 与 部	善 久	君
都 市 計 画 課 長	大 西	敏 行	君
上 下 水 道 課 長	山 田	知 行	君
会 計 管 理 者	大 滝	慈 光	君
農 業 委 員 会 長	小 川	良 和	君
事 務 局 長			
選 管 ・ 監 査 局 長	佐 藤	直 人	君
消 防 長	鈴 木	信 義	君
学 校 教 育 課 長	菅 原	明	君
生 涯 学 習 課 長	板 垣	敏 幸	君
荒 川 支 所 長	平 田	智 枝 子	君
神 林 支 所 長	石 田	秀 一	君
朝 日 支 所 長	岩 沢	深 雪	君
山 北 支 所 長	斎 藤	一 浩	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	小 林	政 一
事 務 局 次 長	内 山	治 夫
書 記	中 山	航

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は21名です。欠席の届出のある者1名、佐藤重陽議員からは、入院加療のため欠席する旨の届出がありました。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、1番、上村正朗君、13番、鈴木いせ子さんを指名いたします。ご了承を願います。

---

日程第2 一般質問

○議長（三田敏秋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の一般質問通告書のとおり行います。

なお、今定例会の一般質問通告者は13名でしたので、本日の一般質問は5名を予定しております。ご了承を願います。

最初に、17番、木村貞雄君の一般質問を許します。

17番、木村貞雄君。（拍手）

〔17番 木村貞雄君登壇〕

○17番（木村貞雄君） おはようございます。新政村上の木村です。初めてのトップバッターですが、気合を入れて質問させていただきます。

私の一般質問は2項目であります。まず初めに1項目め、農業問題について。本市の農業政策の現状と課題に対し、実施した施策について以下のとおり伺います。

①、朝日地区では、圃場整備の要望がありますが、市としてはどのような対応を行っているのか、伺います。

②、新規就農者の状況についてお聞かせください。

③、後継者育成について具体的に取り組んでいることや計画をお聞かせください。

④、岩船米の品質向上に向けた取組について伺います。

⑤、1級河川荒川に関わる用水についてですが、右岸・左岸用水が共に法的な水利権の関係で、取水量が規制されています。岩船米のブランド維持・向上のためにも十分な用水を使えるように国土交通省へ要望をお願いできないものでしょうか。

⑥、効果のある有害鳥獣対策を行っていますか。

2項目め、危機管理について。近年地球温暖化の影響に伴い、気候変動が激しく、いつ災害が起きるか分からない状況です。そこで次の点について伺います。

①、市の防災会議のメンバーと定期的な会議の回数についてお聞かせください。

②、危機対応のガイドラインやマニュアルの作成については、本市の現状を考えた場合、十分であると考えていますか、伺います。

③、組織編成の定期的な見直しについては、平時でも何回か行っていますか。

④、緊急事態下の市の業務継続計画作成の課題と対策についてお聞かせください。

⑤、今年は里雪型で、除排雪に大変苦勞したわけですが、今後も豪雪が続くようであれば、市内の裏通りの除雪や高齢者の独り暮らし等の対応を見直す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

⑥、防災対策と議会の立ち位置について、市長はどのように捉えていますか。

⑦、新型コロナウイルス感染症が市内で発生した場合の対応について伺います。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。それでは、木村議員の2項目のご質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

最初に1項目め、農業問題についての1点目、朝日地区では圃場整備の要望がありますが、市としてはどのような対応を行っているかとお尋ねについてでございますが、現在朝日地域において、農地中間管理機構関連農地整備事業による長津地区、館腰地区、三面地区、千縄地区及び布部地区の計5地区の圃場整備計画が事業採択へ向けて進行中であり、そのうち、長津地区につきましては、令和4年度調査地区に選定され、現在は農地集積計画などの関係資料の作成を進めているところであります。圃場整備事業をはじめとする農業農村整備事業の事業採択につきましては、農業農村整備事業管理計画に登載されている必要があることから、長津地区を含む5地区につきまして、令和2年度中に計画登載を完了し、県に提出済みであります。県内の圃場整備事業の要望が近年増加傾向にあることから、今後も新規事業採択へ向け、地元と関係機関が一体となり、担い手が将来において効率的かつ安定的な農業経営が確保できるよう、営農計画や集積計画とより精度の高い、準備を進める必要があると考えているところであります。

次に2点目、新規就農者の状況はとお尋ねについてでございますが、令和2年度の本市における新規就農者数は18人であり、そのうち2人が親から経営を継承し、自営就農しており、そのほか16人は、市内の農業法人等に就業しております。ここ数年それぞれの農業経営体が雇用の受皿となり、就業者数が増加傾向にあり、経営基盤の強化につながっているものと考えております。

次に3点目、後継者育成について具体的に取り組んでいることや計画はとお尋ねについてで

ざいますが、農業の担い手育成支援につきましては、本市の総合戦略登載事業に位置づけ、次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農する新規就農者を対象に、国の農業次世代人材投資事業や本市単独事業であります就農支援補助金を活用した支援を行っております。具体的に国事業では、次世代を担う農業者となることを志す50歳未満の方を対象に、経営確立を支援するための資金を交付し、市単独事業では61歳未満の新規就農希望者を対象に、新規就農に必要な経費を交付するといった支援策を講じているところであります。本市においても、農業従事者の高齢化が急速に進行する中、持続可能な力強い農業を実現するためには、次世代を担う農業者の育成・確保が非常に重要な課題であることから、積極的な取組を継続してまいります。

次に4点目、岩船米の品質向上に向けた取組はとのお尋ねについてでございますが、岩船産米につきましては、管内のJAで組織するJA岩船米生産対策協議会や岩船農業振興協議会において、品質の安定や高品質で良食味な岩船米生産に向けて、地域一体となった取組を進めているところであります。具体的には、岩船農業振興協議会作物部会において、変動気象に対応した技術対策の徹底や地区別情報提供・指導体制の強化などを重点課題として、品質の安定や良食味米の生産に向けた対策を講じているところであります。岩船産米は、本市が誇る特産品であることから、今後も生産者や関係機関と連携し、高品質化とブランド維持に努めるとともに、全国に魅力を発信する取組を推進してまいります。

次に5点目、1級河川荒川に関わる用水について、岩船米のブランド維持・向上のためにも、十分な用水を使えるように国土交通省へ要望をお願いできないかとお尋ねについてでございますが、水稻の品質確保には、水の管理が重要であり、特に高温障害を防止する上で、出穂後のかん水の継続は必要となります。高温障害を予想される場合は、登熟期の高温障害を回避するため、荒川沿岸土地改良区から水利権者である北陸農政局に対し、緊急取水の要望を行っているところであり、次いで、北陸農政局から北陸地方整備局河川部長宛て、高温に伴う農業用水の取水に関する要請を行っております。この要請により、羽越河川国道事務所が荒川渇水情報連絡会を開催し、北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所、県村上地域振興局、荒川流域市町村、荒川沿岸土地改良区、荒川漁業協同組合等の関係者の協議により、了承を得た上で登熟後半までのかん水を継続するため、取水期間の延長を行い、緊急的に必要な取水量を確保し、岩船米の品質確保に努めているところであります。

次に6点目、効果のある有害鳥獣対策を行っているかとお尋ねについてでございますが、近年市内全域で水稻におけるイノシシ被害の増大が深刻な問題となっております。現在加害個体の駆除につきましては、くくりわなによる捕獲が有効であることがその実績から確認されており、昨年度と比較して捕獲頭数は急増しているところであります。これまでも一般質問にお答えをいたしてまいりましたが、被害防止には防除・環境整備・捕獲の3つの総合的な取組が重要であることから、本市においては、国の補助事業の活用や市単独事業により圃場への侵入を防止するための電気柵設

置による防除と集落環境診断やワークショップ開催などの環境整備、そしてくくりわなによる捕獲を中心とした対策を講じているところであります。今後もより効果的な被害防止対策を継続するため、見回りなどの捕獲の補助、電気柵の設置、誘引物の撤去、山林の整備や緩衝帯の設置など、狩猟免許を持たない農業者などの地域住民が協働で取り組める捕獲体制の重要性を被害地域に向けて啓発するとともに、具体的な取組につなげてまいりたいと考えております。

次に2項目め、危機管理についての1点目、市の防災会議のメンバーと定期的な会議の回数はお尋ねについてでございますが、防災会議は災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき、村上市地域防災計画の作成及びその実施の推進に関することや本市の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議していただくことなどを目的に設置をいたしております。防災会議の委員につきましては、市長を会長とし、自衛隊、国、県、警察などの行政機関の代表、鉄道、電力等の指定公共機関、指定地方公共機関となるガス事業者、村上市岩船郡医師会や商工会議所等の公共的団体及び自主防災組織の代表の方に加え、教育長、消防長、消防団長のほか、副市長をはじめ市長が指名する職員の計35名で構成をいたしております。定期的な会議の開催につきましては、年1回の開催となっております。

次に2点目、危機対応のガイドラインやマニュアルの作成について、本市の現状を考えた場合、十分であると考えているかとお尋ねについてでございますが、本市における防災対策は、災害対策基本法第42条の規定により作成されております村上市地域防災計画に定められており、その計画に沿って、災害発生時の対応をいたしているところであります。全ての状況を網羅したガイドラインはございませんが、防災計画は国の各省庁から示される手引、ガイドライン、基準等を基に作成されており、本計画に基づいた職員の行動マニュアルについて、随時見直しを進めてきているところであります。十分であると考えているかとお尋ねですが、災害発生時には迅速な初動が必要となることから、常に変化する災害の態様や社会情勢を見極めるとともに、災害時の実体験や防災訓練を通し、より精度の高いマニュアルを目指し、検証するとともに、精度を高めていくことが必要であると考えているところであります。

次に3点目、防災会議の組織編成の定期的な見直しについて、平時に何回か行っているかとお尋ねについてでございますが、防災会議の組織編成につきましては、平成25年に村上市防災会議条例の一部改正により、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者を追加する見直しを実施し、現在は村上市防災士会の代表の方が委員となっております。今後につきましては、特に避難所運営で、女性の視点や福祉的な配慮及び外国人への対応等専門的な意見が重要となっておりますので、各分野で知見のある方の参画について検討をいたしてまいりたいと考えているところであります。

次に4点目、緊急事態下の市の業務継続計画作成の課題と対策はお尋ねについてでございますが、業務継続計画につきましては、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源

に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順等についてあらかじめ定めておく計画であります。業務継続計画には、首長不在時の明確な代表順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気、水、食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理の特に重要な6要素を盛り込むこととなっており、これまで各要素に対して個別に対応を図っているところでありますが、業務改善計画書としては、完成していないのが現状であります。特に非常時優先業務の整理につきましては、各課において優先する業務の抽出作業を実施をいたしました。が、本市全体として優先度の調整やそれに伴う人員配置等の作業が未実施となっておりますので、それらの作業を計画的に進めるとともに、各要素の対応についての検証も実施し、計画書として取りまとめを進めてまいります。

次に5点目、豪雪が継続した場合の市内の裏通りの除雪や高齢者の独り暮らし等の対応について見直す必要があると思っておりますがとのお尋ねについてでございますが、今年は里雪型で平地においても短時間で相当量の降雪があり、市街地における交通の確保は困難を極め、高齢者の方をはじめ多くの市民の生活に支障を来したものと考えております。この間除雪業者の皆様には、不眠不休で対応していただき、心より感謝を申し上げる次第であります。生活道路の除雪につきましては、市民生活に大きな影響がある幹線道路など、交通量の多い路線から順次除雪を行っているところであります。また、外出が困難となっている独り暮らしの高齢者世帯等につきましては、民生委員を中心に安否確認をお願いしており、このたびの大雪や強風による停電の際にも大変なご苦勞をおかけをいたしました。今後も異常気象による災害の発生等は大いに懸念される所であり、高齢化の進行等を考慮いたしますと、民生委員や自主防災会、町内会等の地域の皆様と連携した非常時の見守り体制につきまして、協議を進める必要があると認識をいたしているところであります。

次に6点目、防災対策と議会の立ち位置についてどう捉えているかとお尋ねについてでございますが、防災対策は市民の皆様が安全に安心して生活していただくため、最優先に取り組む必要があると考えております。議会からは、これまでも様々な視点でご意見をいただいております。本市といたしましてもそうしたご意見を踏まえ、類似の防災対策を講じてきたところであり、議会との連携により、防災対策を進めてきたと認識をいたしております。今後もこの姿勢を継続し、議会の皆様とともに安全・安心のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に7点目、新型コロナウイルス感染症が市内で発生した場合の対応はとのお尋ねについてでございますが、これまで本市では9人の方の陽性が確認をされましたが、その後の感染拡大は見られず、市民の皆様の感染予防に対する真摯なお取組のたまものと感謝を申し上げる次第であります。お尋ねの陽性者が確認された場合の対応につきましては、感染者数及び蔓延の状況、感染経路など、それぞれの状況に応じた対応が必要となりますが、本市では発生の状況に応じて学校、保育園を含め、公共施設の運営についての基準を定めており、県が実施する積極的疫学調査の結果と連携し、

対応を決定することといたしております。罹患された方やそのご家族が安心して治療に専念できるよう対応を講ずることはもちろんであります。感染の拡大防止対策を速やかに講ずることにより、接触者や関係者に対する安全対策を十分講じていくことが重要になると考えているところであります。その上で市民の皆様のご不安やご心配にしっかりとお応えできるよう、感染状況に関する情報を提供していくことといたしております。また、コロナ禍の中、最前線でご尽力いただいている医療従事者の皆さんをはじめとしたエッセンシャルワーカーの皆様が誹謗中傷を受けることのないよう、ストップコロナ差別の呼びかけを継続をいたしてまいります。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 再質問させていただきます。

現在今ほども市長の答弁にありましたように、朝日地区の長津地区だけがまず令和4年度から調査に入るというようなことで、私も振興局の担当の人と話ししてきたのですけれども、要するになかなか県の財政が大変ですので、一番そこがネックだというようなことをお聞きし、特に今後ほかの館腰地区の割と面積の広範囲なところが一番ネックだなどというふうなことをお聞きしてまいりました。この整備を進めない、やはり困るのは荒廃していくということ、特に沢田とか、そういった管理のしづらいところが一番これから重要になってくると思うのですけれども、特に布部地区では、早くから話を進めたのですけれども、1人の同意が求められない状況で、今停滞しているのですけれども、私も圃場整備のことは神林地区の圃場に関わってきたのですが、やはり一人でも賛成者がなかった場合でも、第4地区では圃場整備を完成していますし、そういった一番ネックなところが大切な将来のことを考えてくれればいいのだけれども、全くその会合にも出ないでそういったことで停滞しているのですけれども、もう少しその辺を応援してやって、担当課のほうではどんなふうに捉えていますか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大滝敏文君） この圃場整備に関しましては、100%合意が必要だというふうに言われております。そんなことで、担当課といたしましては、やはり全ての方に合意をいただいて、そして進めていく、これしかないと思っております。いずれにいたしましても、地域のほうで区長さんといいますか、農家組合員をはじめ、区長さんをはじめ、農業委員会、そしてうちの担当、一緒になってその辺は進めていっておりますので、引き続きやはり説明、同意をいただくような取組をしていかなければならないかなというふうにございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 特に切実に訴えたいのですけれども、例えば沢田にしか田んぼがなくても、例えば4反持っている。今現在は、耕作してくれる人があるので、自分の田んぼから出た嵩から米を譲ってもらって食べることで済むのですけれども、それがなくなると田んぼは持っているのにお金を出して御飯を食べなければならないというような、そういう切実な問題があるので、その辺

を何とか窓口であります市の担当のほうで、そういう困っていることを踏まえて関係機関と連携していってほしいのですが、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大滝敏文君） その辺のことも踏まえて、関係機関とは連携して進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 担い手の関係では、県のほうもそうですし、市のほうでも予算化をして、現在取り組んでいるのですけれども、市長答弁のほうでは、18人がそのうち2人は自営していると。あくまでも、新しい新規のことについてはそういった関係あるのですけれども、この次の後継者問題についてですけれども、やはりこれから魅力ある農業にしないと、どこの業種でもこの後継者問題には本当に苦慮していると思うのですけれども、現在村上市の再生協議会、いろいろな事業を行っておりますけれども、副市長にお伺いするのですけれども、そういった後継者的な話をどんなふうに現場で持っていっているのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） お答えしたいと思います。

農業後継者の育成に関しましては、これ今までもずっと大きな課題として取り組まれてきているものというふうに認識をしてございます。先ほど市長答弁でも申し上げましたように18名の方が就農されたということでございますけれども、そのうち16名の方は、農業法人への就農、就職というふうな形で、農業に従事されております。今市内には、この農業法人を含めた農業生産組織の連絡協議会あるいは青年農業士会、それからそれを指導的立場でいろいろお世話をする、活動する指導農業士会、こういった農業後継者を育成する、あるいはそういった方々をいろいろ研修等を通じながら、よりスキルアップするための組織活動が行われております。こうした農業後継者の連携を深めながら、それを広く取組を紹介することによって、農業に魅力を感じ、そして就農、就職に結びつける、そういう今活動に取り組んでいるところでございます。これからもそういった活動を通じながら、農業の魅力、そしてまたさらには地域の魅力、食の魅力を同時に発信していくことが後継者育成につながるものということで捉えてございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 現在スマート農業ということに力を入れてきているわけですが、IT農業、その点についてはどんなふうに捉えていますか。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 農業の生産現場におきましても、あるいは経営管理におきましても、今このITの活用というのが大変用いられております。具体的に申し上げますと、今市内で機械として普及してきているのは、産業用ドローンの普及、恐らく市内にははっきり数字はつかんでおりません

けれども、もう既に30機以上が導入されているというふうに捉えてございます。これは、従来の農薬散布、いわゆる病害虫防除に使うための農薬散布に使用するほか、近々肥料散布にも使えるというふうなこと、それからまた生育状況をカメラで撮影しながら、それを肥培管理に役立てるといふ、こういう技術まで進んできております。こういったことを考えますと、これまで人力に頼っていた部分から科学的なデータを基にしながら、それを生産に活用するということがさらに進んでいくものというふうに考えてございまして、こういった作業現場の改革が先ほどの新たな担い手、後継者の育成にもつながっていくものというふうに捉えてございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） ぜひ若者がやはり後継者が育たないとこれからの第一次産業も本当に困るような状況になるので、ぜひやはり若者が魅力あるような施策を前に進めていってもらいたいと思います。

次の岩船米の品質向上に関してなのですが、農業再生協議会の事業の内容を見ましても、今ほども市長答弁もありましたように、やっていることは適正な生育量の確保、高機能栄養管理とか、土づくりの推進、これが新たな特別な対策としては見受けられないのですけれども、例年どおりの施策なのだろうと思っているのですけれども、この前も村上をよくする会ですか、主催で農業の勉強会があったのですけれども、私も出席させていただいたのですけれども、振興局から塚本さんが講師で話されたのですけれども、やはり米の単価を見ましても、魚沼産、山形産のつや姫、あと北海道のゆめぴりか、それと岩船産コシヒカリ、これを見ますと、やはり北海道とか、山形はすごく勉強しているのです、進んでいるのです。ですから、岩船産を超しているのです、山形の。今度は北海道と同等な価格で、岩船産が競っているわけですが、前に進むにはやはりいろいろな新しい勉強をして取り入れなければならないと私はそう感じているのです。前に何年前ですか、令和元年度に一等米比率が悪くなったときに、秋の結果を踏まえて、仲卸業者から新潟県はあぐらをかいているのだという言葉が発せられたのです。ですから、今までの食味に関しても満足しないで、やはり新たな対策を講じなければならないと思うのです。それで、この前も私一つの提案で、私の持論を申し上げたのですけれども、そういった毎年気候変動がある中で、安定した良質米の確保というふうなこと、今までのデータを見ると、新潟県のコシヒカリの一等米比率は毎年不安定なのです。それからすると、他県の隣の富山県とか、山形、福島、そういったところはあまり新潟県のように差が激しくないのです。ですから、私はそういったところを勉強しながら、もう少し一歩でも二歩でも前に進むように取り組んでほしいのですけれども、再生協議会の会長であります副市長期待しているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 高品質をうたっているこの岩船米としては、確かに一等米比率が毎年変動するということにつきましては、少し安定化にやっぱり欠けているのかなという思いはしてござい

ます。前回も木村議員からは、栽培方法においていろんなご紹介をいただいたこともございます。ただ、新しい技術とともに、基本的な技術、これやっぱり土づくりがその基本であるというふうに考えてございます。県からも指導いただいておりますけれども、それらの基本にまず立ち返りながら、さらにそこを補完する形で、新たな技術を加えていくという、そういう立体的な栽培体系を今後構築していくことが重要な観点かなというふうに考えてございます。昨年の一等米比率も決して自慢できるものではありませんでしたけれども、地域においては、あるいは農業者個々を見ていきますと、やはりいろんな機材を投入して、品質向上に努力されている姿も見られます。そういったや実例を基にしながら、再生協議会としても、それを広く地域に波及していけるような、そんな対策を講じて、全体の底上げを図ってまいるように努力したいというふうに思います。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 私ども与えられた時間しかないので、ポイントだけで進みますけれども、荒川用水の問題、市長答弁のほうでもそういった農業用水の要望を行って、用水を確保しているということなのですが、これはあくまでも国土交通省の規制がかかっているもので、本当に私も前に岩盤規制が日本を壊すという本を読んだことがあるのですけれども、世界では日本が一番規制をかけているのです。その緩和をする予算化をあまりしていないのです、ほかの国と比べると。皆さんも新聞、テレビで承知しているかと思うのですけれども、加計学園の問題であっても、そういった規制を総理が破ってやるのですけれども、本当にその困っている規制を緩和してくれるように行っていないと、本当に今岩船米の話しているのですけれども、高温障害とか、そういうことに必ず関わってくるので、ぜひともそれは要望していただきたいと思います。

次に、時間もないので2項目に入りますけれども、防災会議の市長答弁にもありましたように、その中で会議の指定公共機関、指定地方公共機関とか、そういう団体及びその他の防災上重要な機関も入っているのですけれども、そういった関係で災害が起きますと、やはりそういったインフラとか整備しなければならないので、そういう関係で入っていると思うのですけれども、その中で電力会社とかとはどんなふうに連携しているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 実際災害の内容とか、ダメージで差はあるかと思いますが、現在でも停電情報等があれば、災害ということなく、私どものほうに直接連絡が来て、メール等で流すということはやらせていただいております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 今現在は、この前も災害あったのですけれども、電力の量が不足しているのです、全体的に。それで、新聞にも入ってきますけれども、例えばこの前の地震のときも、そういった災害のある地域にはなるべく電気を供給するような方法を取ってしまして、逆に震度はあるのですけれども、大したことないと、そういったところに電気をちょっとストップさせるような施策

を取っているらしいのです。ですから、これからオール電化とかなっていくと、本当に電気が止まると困るのです。そういったことで、災害においては、その辺の連携を十分にしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 確かに系統に流れる電力量、これが変動するということは私も承知しておりますし、最近の記憶ですと、北海道におきましてブラックアウトをしたというケースもあります。その災害の度合いに応じて変化しますけれども、現在電力事業者さんとは大きな災害、電力が全部途絶されるようなときには電源車を供給する、これ国も連携をしますけれども、そんな形でも取り組んでおりますし、全体として生活環境〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕これ災害が発生した直後というのは、瞬時にそれを回復させることは、なかなか難しいケースもあると思いますけれども、一刻も早く回復できるような、そういう体制づくりについては、関係機関としっかりと連携し、特に今ご指摘のあります電力につきましても、しっかりとその辺のところは連携を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 次に、そういった危機対応のガイドラインの関係なのですが、来月の3月11日になりますと、東日本大震災の10年目になりますけれども、私もそのことでお話しさせていただきましても、これは宮城県の石巻の大川小学校の話なのですが、教育長にも後で答弁いただきますけれども、石巻市の追波湾から北上川を4キロぐらい遡る市立大川小学校、この児童74人、教職員が12人、避難途中で津波にのまれた話なのですが、この東日本大震災時学校管理下で起きた最大の被害で、本当に何年たっても後悔するだけと言っておりますけれども、あの日午後2時46分、強い揺れが襲い、津波が来ますと。それで、子どもたちは裏山へ逃げようという人もいたそうですけれども、しかし教師たちは校庭にとどまり、50分が過ぎて避難先に決まったのは川の近くにある三角地帯と言われる高台であったそうです。その後1分後移動を始めたところ津波が襲ったと。遺族側は市と県を相手取り訴え、それで令和元年の10月に最高裁は、学校と行政の過失を認定した仙台高裁判決が確定したわけでございます。これがやはり訓練していれば、早い段階で安全な場所への避難が可能だったということなのです。それで、教育長にお聞きしますが、本市の学校現場のそういった教師の役割分担などは、そういった体制はどういうふうに行っていますか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 本当に東日本大震災時の大川小学校の大勢の将来ある子どもたち、教員の命が一瞬に奪われた出来事に対しては、大震災、大災害時に学校はどうあればいいのかということで、記憶にとどめておかなければならない出来事だと思っております。本市の小・中学校においても、年に3回避難訓練を様々な場を想定しながら実施しているところです。そういう中で、学校組

織として、どう避難体制を整えればいいのか、常に最悪の場合も想定しながら、訓練に臨んでおります。そういう訓練を通じて、さらに防災訓練計画の精度を高めるなどしていかなければならないと思います。同時に、季節とかそれから登下校時とか、様々な場で瞬時にどうやればいいのかということを学校も判断しなければならぬし、児童生徒一人一人も判断しなければならぬことです。訓練の精度を高めるとともに、子どもたちにも自分の命は自分で守る教育の徹底を積み重ねていかなければならないと思っていますところ。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 本市では、先ほど市長の答弁で、平成25年からとかと言ったのですけれども、これ確かに平成24年の予算にも上がっていたと思うのですけれども、自主防災組織の予算化、これと平成26年からは防災士の養成委託料というのが上がっているのですけれども、そういったずっと〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕続けてこられたわけですが、管理職が防災士の資格を取得するように求めたり、防災教育を指導する防災主任などを配置したりする例もあるとのことですが、本市ではどのようにやっていますか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 管理職に積極的に取りなさいというお声かけは実際はしておりませんが、中には取っていただいている職員もいます。あと防災専門員のほうを配置いたしまして、今私どもの総務課の危機管理室のほうで従事をし、様々な関係での自衛隊との調整とか、それから今は専門員のほうで逃げ地図づくり、避難行動について積極的な出前講座を展開していただいているという状況にあります。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 次の組織編成ということの関係なのですけれども、本市ではそういったガイドラインを含めて、定期的に点検して、組織編成ということになりますと、何年ごとに見直すとかやっていますか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 防災会議の組織編成ということになりますと、条例の改正が必要であります。平成25年度以降は行っておりません。市長も答弁いたしましたが、今回のコロナウイルスもきっかけの一つでありますけれども、非常に避難所運営での配慮が必要となっておりますので、それらの知見はやっぱり入れていかなければならないだろうという、知見のある方という中でちょっと参画していただきたいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 介護高齢課長にちょっとお伺いしますけれども、今定例会で業務継続計画の件なのですけれども、そういった介護関係とか、今回の定例会も条例改正があるのですが、その中に業務継続計画の作成が入っているのです。それが指定介護予防支援事業者と指定居宅介護支援事

業者、または地域密着型サービス、地域密着介護予防サービス、これいずれも改正案が入っているのですけれども、これはそういった緊急事態において混乱が起きないようにするのか、それとも今回のコロナの関係であれするのか、その辺はどうなっているのですか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 今回は、厚生労働省令の基準の改定でございまして、コロナ関係での予防策といいますか、そちらのほうを重点に基準改正になってございます。（〃部分144頁に発言訂正あり）

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 今後は災害に遭った場合でも、やはりそういった継続するためには、そういうガイドラインを作成しなければならないと思うのですけれども、市長はどんなふうに捉えていますか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまでも度々私のほうからも直接指示をしまして、BCP計画につきましてはしっかりとつくらなければならないということで、周知徹底を庁内で図ってきたところであります。その結果として、まず現状その優先順位を積み上げをさせていただきました。そうした中で、昨年春に新型コロナウイルス感染症によりまず緊急事態宣言、これ全国に発令をされたわけでありまして、いち早くそれに対応すべく、分散業務にも取組をさせていただきました。こういったその状況状況に臨機応変に対応していくことを含めて、しっかりと知見も自ら得ておりますので、〔質問終了のブザーあり〕そのような形にしていくということが重要だろうというふうに思っております。これ待ったなしの内容だというふうに思っておりますので、しっかりと具体のものとして明示ができるような形にしておくことが重要だろうというふうに思っているところであります。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 時間も終わりましたので、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで木村貞雄君の一般質問を終わります。

午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

---

午前11時05分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

発言の訂正

○議長（三田敏秋君） ここで、介護高齢課長から発言を求められておりますので、これを許します。  
介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 先ほど木村議員の一般質問の中で、最後の条例の部分なのですが、私もコロナの感染症だけみたいな感じのお話ししたと思いますが、災害のほうも入ってございまして、感染症や災害が発生した場合ということでのその取組の強化ということでございますので、訂正しておわびいたします。

○議長（三田敏秋君） ご了承を願います。

---

○議長（三田敏秋君） 次に、1番、上村正朗君の一般質問を許します。

1番、上村正朗君。（拍手）

〔1番 上村正朗君登壇〕

○1番（上村正朗君） おはようございます。議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきますと思います。

本日の私の一般質問は、全ての市民が共に生きる社会、地域共生社会づくりが共通のテーマになっておりまして、4つの分野にわたりまして質問をさせていただきたいと思っております。

1、「いきいき元気な笑顔輝く、支え合いのまちづくり」の実現に向けた取組について。村上市政運営における最上位計画である第2次村上市総合計画は、来年度計画の最終年度を迎えます。計画における基本目標1、「いきいき元気な笑顔輝く、支え合いのまちづくり」の実現のため、地域福祉計画の策定により、市民が主体となる福祉活動の推進や地域で支え合う体制づくりを図ることが主要施策の一つとして掲げられています。目標の実現に向けて、市と市民が力を合わせて取り組むことが必要だと考えます。そこで以下について伺います。

①、市役所庁内関係課の緊密な連携の下で取組を推進することが重要だと考えますが、現状と課題についてお伺いいたします。

②、社会福祉協議会及び各地区のまちづくり協議会と連携して取組を進めることが大切だと考えますが、連携の現状と課題についてお伺いいたします。

大きな項目2、障害者差別解消法に関する取組について。障がい者に対する差別的な取扱いの禁止と合理的な配慮の提供を定めた障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下障害者差別解消法と称します）が、平成28年4月に施行され、5年が経過しようとしています。法律の理念を具体化し、障がい者を排除しないインクルーシブな社会をつくるため、地域や職場、学校等での取組が重要だと考えます。そこで以下について伺います。

①、法律の趣旨の徹底と具体化に向けて、法施行時から今年度まで実施した取組について伺います。

②、今後実施する予定の取組について伺います。

大きな3です。不登校の児童・生徒に対する支援について。不登校の児童・生徒に対しては、学校や教育委員会が中心となり、関係機関と連携して、きめ細かな丁寧な支援を行っていると感じ

ていますが、不登校の状態が解消しないまま中学校を卒業した生徒の人数と進路の決定状況、過去3年分についてお聞かせいただきたいと思います。

大きな4番、ひきこもり支援について、ひきこもりの状態にある人は、全国で100万人以上おり、その中で40歳以上の人は61万人に上ると推定されています。日夜悩みや苦しみを抱えた本人及び家族に対する支援体制の充実が求められています。そこで以下について伺います。

①、新年度予定されているひきこもり相談窓口の設置は大きな前進だと考えます。窓口の設置と併せてアウトリーチ型の支援が重要だと考えますが、見解を伺います。

②、ひきこもりの実態把握や情報の共有、支援体制の構築のためには、市役所関係課や関係機関、団体の情報共有と連携が必要だと考えますが、見解を伺います。

答弁をいただいた後、再質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、上村議員の4項目のご質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

最初に1項目め、「いきいき元気な笑顔輝く、支え合いのまちづくり」の実現に向けた取組についての1点目、市民が主体となる福祉活動の推進や地域で支え合う体制づくりが主要施策の一つとして掲げられています。市役所関係課の緊密な連携の下で取組を推進することが重要だと考えますが、現状と課題はとのお尋ねについてでございますが、地域福祉を推進するに当たっては、福祉関係部署に限らず、全庁的に横断的な連携が重要であります。本市におきましては、日頃の連携はもとより地域包括ケアシステム庁内連携推進会議や子ども・若者総合サポート会議などあらゆる場面で情報の共有や意見交換を実施し、連携を深めているところであります。

次に2点目、社会福祉協議会及び各地区まちづくり協議会と連携して取り組むことが大切だと考えますが、連携の現状と課題はとのお尋ねについてでございますが、地域福祉の推進を掲げる社会福祉協議会は、地域福祉を推進する上で重要な役割を担っているものと考えております。村上市社会福祉協議会は、本市の各種事業の受託や指定管理者として緊密な関係であるとともに、情報共有や意見交換など、常日頃から連携を図っております。また、各まちづくり協議会の代表や事務局が区長や民生委員など地域の関係者とともに、互近所ささえ～る隊会議に参画し、地域で支え合う体制づくりに取り組んでいるところでもあります。今後も地域共生社会の実現を目指し、高齢者や障がい者という分野にこだわらず、全世代を対象とした身近な地域における支え合いの体制を整備する必要があると考えているところであります。

次に2項目め、障害者差別解消法に関する取組についての1点目、法律の趣旨の徹底と具体化に向けて、法施行時から今年度まで実施した取組はとのお尋ねについてでございますが、平成28年度から障がい者差別解消に向けたパンフレットを福祉まつり等で配布をし、差別と合理的配慮につい

て周知を図ってまいりました。平成30年度には、村上市における障がい理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を策定し、さらに平成30年度及び令和元年度には、村上・岩船地域自立支援協議会の協力を得て、障がい福祉サービス事業所職員と本市職員を対象に、障害者差別解消法の研修会を実施をいたしております。また、教育委員会では障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び合えるインクルーシブ教育システムに基づく特別支援教育の推進に努めており、体の不自由な児童・生徒を補助する学校看護師の配置や階段昇降機の整備、発達に障がいのある生徒が通う中学校通級指導教室の設置等に取り組んでまいりました。小・中学校におきましても、学びのユニバーサルデザインに基づく学校経営に取り組み、そのための教育環境づくりや多様な学びに対応できる授業づくりに取り組んでいるところであります。

次に2点目、今後実施する予定の取組はとのお尋ねについてでございますが、障害者差別解消法の理解のため、職員を対象とした研修会を引き続き実施するとともに、小・中学校の教職員、介助員を対象とした研修会の実施を考えております。

次に3項目め、不登校の児童・生徒に対する支援については、教育長から答弁をいたさせます。

次に4項目め、ひきこもり支援についての1点目、ひきこもり相談窓口の設置と併せて、アウトリーチ型の支援が重要だと考えますが、見解はとのお尋ねについてでございますが、令和3年度からひきこもり相談窓口の設置をいたしますが、窓口に出向いてくることが困難な方に対して、アウトリーチ型の支援は有効であると認識をいたしております。当事者やご家族からの相談を受け、必要に応じ、定期的な訪問をさせていただくことを考えておりますが、当事者やご家族においてあまり困り事と感じていない場合の強引な介入はその後の支援につながりにくくなる場合もあり、結果として状況を悪化させる事態になりかねません。そのためアウトリーチ型の支援につきましては、効果的な支援ではありますが、状況を見極め、慎重に行わなければならないと考えているところであります。

次に2点目、ひきこもりの実態把握や情報の共有、支援体制の構築のためには、市、関係機関・団体の情報共有と連携が必要だと考えますが、見解はとのお尋ねについてでございますが、本市では、昨年ひきこもりワーキングチームを立ち上げ、支援体制の整備について検討したほか、多職種・異業種交流研修会を開催し、連携の必要性を確認したところであります。民生委員・児童委員や区長等の協力を得て、本市におけるひきこもりの実態調査を行ったところ、民生委員等が把握しているひきこもりの状態にあった方は137人いることが分かりました。ご指摘のとおり支援体制を構築するためには、民生委員・児童委員や関係機関との連携が重要と考えておりますので、ひきこもり相談窓口を中心に、引き続き情報収集や体制整備を進めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） それでは、上村議員の3項目め、不登校の児童・生徒に対する支援につい

ての過去3年分の不登校の状況が解消しないまま中学校を卒業した生徒の人数と進路の決定状況はとのお尋ねについてでございますが、平成29年度は不登校生徒33人のうち、進学された方が30人、就職された方が1人、自宅におられる方が2人、平成30年度は不登校生徒31人のうち、進学された方が29人、就職された方が1人、自宅におられる方が1人、令和元年度は不登校生徒22人全員が進学されております。過去3年分を合わせると、不登校生徒86人のうち、進学された方が81人で94.2%、就職された方が2人で2.3%、自宅におられる方が3人で3.3%（\_\_\_\_\_部分は158頁に発言訂正あり）となっております。なお、不登校生徒の進路につきましては、3者面談等で本人や保護者の意思を尊重しながら、全日制、定時制、通信制等、複数の選択肢について話し合い、適切な進路選択につながるよう、丁寧に対応しております。また、合格に向けた学習指導を行うとともに、新たな生活に適応できるよう、一人一人の状況に合わせた支援を行っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 答弁ありがとうございました。それでは、適宜資料にも触れながら再質問という形でさせていただきたいと思っております。

まず、お手元の資料の1を御覧ください。言わずもがなののですが、第2次村上市総合計画、基本計画の体系があって、基本目標の1、いきいき元気な笑顔輝く、支え合いのまちづくりと、この目標を達成するために政策の1から6までですか、ここに書いたのは5まで書いてございまして、総合的な福祉の推進というのが一番最後に書いてございます。総合的な福祉の推進というのは、やはり一番の肝なのだろうと、支え合いのまちづくりを進めていく上において、各施策の有機的な連携を図って、効率的に推進していくためには総合的な福祉の推進、とりわけきちんとした地域福祉計画の策定であるとか、それに基づいた取組というのは大事になってくるのだろうというふうに思います。

資料2のところ、その地域福祉計画というところに触れてございます。地域福祉計画というのは、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上で目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものであると。

その下のぼつところに、さらに以下ですが、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる上位計画として位置づけられたというふうな位置づけがされています。地域福祉計画を基盤として、福祉的な分野についての取組を有機的に連携して取組を進めるということが大事だと思います。

それともう一つ、一方資料3と4をちょっと御覧になっていただきたいのですが、地域における支援体制というか、支援の取組をすることを目標にしている課とか団体が非常に多いと思います。

国としても、地域共生社会づくりというのを大きなテーマにしておりますので、例えば資料3の地域包括ケアシステムは、これは介護高齢課さんの地域包括支援センターを中心として、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していくと。これを基に恐らく地域で地域包括支援センターが一生懸命取組を進めているのではないかなというふうに思いますし、資料4の地域福祉活動計画というのは、地域福祉計画とは非常に紛らわしいのですが、これは社会福祉協議会が策定をした計画でございます。地域福祉の中核的役割を担う社協が事務局となり、主に地域が抱える生活課題や福祉課題の解決を目指すとともに、福祉のまちづくりへと発展させていくための民間の活動行動計画だということで、地域でいろんな支え合い体制をつくるための取組がたくさんされていて、この辺をきちんと整理しないと、地域はとても大変なのだろうなというのが私の問題意識ですし、恐らく庁内でいろんな連携の会議はあると思いますけれども、私もいろいろそれは行政の経験ありますので、そう簡単にきれいな連携は恐らくできていないというか、課題が恐らくあるのだろうなと思います。市長の答弁ですと、当然必要なことなのですから、なかなかうまくいっていないということは言えないと思いますけれども、いろんな課題が実際あるのではないかなと思うのですけれども、いろんなの会議の名前も出していただいたわけですけれども、何かその事務局的なところ、去年の6月の初めての一般質問でも、地域共生社会づくりの事務局はどこですかという質問で、市長、福祉課とたしかお答えをいただいたと思うのですけれども、福祉課で間違いないですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 言いにくいところだろうというご指摘をいただいたわけでありまして、ありがとうございます。そのことも踏まえて、一昨年福祉総合相談窓口、これを設置をさせていただきました。これ福祉課に設置をしている。これは俗に言うワンストップというようなイメージも含めて、一の相談者が来たときには、どういうふうなご相談なのかを少ししっかりとそこでトリアージする必要があるだろうということで、それを適切な関係機関につなぐ、庁内も含めてでありますけれども、そういうことを実現するために、設置をしたところであります。そこをしっかりとコントロールしてもらうことを福祉課のほうに、それを設置することによって、実現しようという取組でありました。今般ひきこもり相談窓口についても、同様にそこに設置をするわけでありまして、福祉総合相談窓口のところでもコントロールできるなら、障がい基幹相談支援センターでありますとか、子育て世代の包括支援センター、地域包括支援センター、またその下にも幾つかいろいろなものがありますので、そこでしっかりと福祉総合相談窓口の中でコントロールされているのだろうというふうには思っていますが、大変です、これは非常に幅広の対応をしなければならないので。もしご必要であれば、福祉課長のほうから率直な今の困難事例も含めてご答弁を申し上げさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 今ほど市長からも答弁ありましたが、地域共生社会の事業につきましては、福祉課が窓口といたしますか、主に行っております。地域共生社会といたしましても、やはり範囲が非常に広いので、それぞれの関係課との協力は十分していきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 大変ありがとうございました。私山居町1丁目に住んでいるのですけれども、住んでいるとその地域共生社会に向けた取組がなかなか見えない。私のイメージとしては、地域共通社会づくりに動くというか、地域に説明に来て、いろんなグループワークやったり、こういう取組しようねなんていって、ホワイトボードに書いたりして、そういう取組を進めるのは社協だと思っているのです。社協と思っているというか、社会福祉協議会と地域包括支援センターとあと役場の共生社会づくりのスタッフが一緒に来て取り組んでいくのが本来の姿なのだろうなと思いますけれども、山居町1丁目の区長さんに聞くと、この間市役所の人に来て、何か支え合いの何とかをしてくれと言われたのだけれども、どこが来たのだから何だかよく分からないなんていう話をしていたのですが、恐らく私が思うに、地域包括支援センターさんがおいでになったのかなと思うのですけれども、介護高齢課長のほうで今地域包括支援センターと町内会とかを回ってそういう取組されていますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） おっしゃるとおり地域のほうに出向いて、これからの支えの互近所ささえ～る隊なのですけれども、そういう組織で、今度高齢者とかの生活をどうやって見守っていくかというようなお話し合いの会議を持たせていただいております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 予想どおり地域包括支援センターの方だと思いますけれども、私が思うにやっぱり地域包括支援センターが先行してはあまりうまくないのかなと思います。地域共生社会というのは、やはり高齢者も障がいの方も独り親の方もひきこもりの方もアルコール依存症の方も、地域でお住まいのあらゆる属性の方がみんなで共に生きていく地域をつくるためにどうしたらいいかということだと思いますので、一つ一つの分野のところが入ったのでは、もう同じ地域に幾つも幾つも支援団体が入らなくてはいけないと思いますので、入っていけないという言い方はないのですけれども、それはちょっと言い過ぎですけれども、やっぱり庁内でしっかりその辺は調整をしていただいて、受け止める町内会が本当に大変だと思いますので、あるときは高齢者の話し合い、あるときはひきこもりの話し合い、あるときは何とかの話でおいでになられると、非常に私は大変だと思うので、その辺は庁内でぜひ今年度の取組から獲得目標、役割分担、そしてそれを全体をコーディネートする体制をきちんとつくった上で入っていただくとありがたいなと思うのですけれども、その辺は市長でよろしいですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まさに重要なご提言をいただいたというふうに思っておりますけれども、ただ一つ一つの事業につきましても、これはやらなければならないというふうに思っています。例えば高齢者に対する健康増進、健康の維持でありますか、そういうところはもう待たなしでやらなければならない部分もあるわけでありまして、とりわけ今回コロナ禍の中で、やっぱり外出を控えているという状況の中で、大変な状況に陥っている方もいらっしゃいますし、例えば通院ができない、そういうところをフォローするための分野に特化をしてやらなければならないというような足元の事業も含めてやっていかなければならない。それが全体としてコーディネートされているということは、大変重要だというふうに思っております。そういった環境が地域社会の中にあるという、そういうシステムになっていくということも大切でありますので、ここはそれぞれの当事者も含めてそれをフォローアップする、また地域の皆さんも含めた意識の醸成の部分、こういうものも並行してやっていかなければならないということでありまして、その辺のところを目の前のもの、さらにはこれからの地域づくり、環境づくりどうあるべきか、様々な分野をしっかりとピックアップしながら、それに向けての対応を市のほうで総合相談窓口を起点にしてコントロールできると非常にいいのではないかなというふうに考えておりますので、そこをしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ご答弁ありがとうございます。私の問題意識としては、個別支援は個々いろいろ連携しながら、緊急に入らなくてはいけないところもあると思いますので、それはどんどん必要に応じて進めていただきたいと思うのですけれども、地域づくりというのは、個々ばらばらでは困ると思いますので、地域包括ケアシステムで考える地域、それから地域福祉活動計画で考える地域、地域福祉計画で考える地域で支援体制づくり、そこがやっぱり共通の目標に向かって、連携をして、ぜひ進めていただきたいなと思います。ちょっと時間もありませんので、この辺でというか、あと特に村上市の場合、私は見ているいろんな新発田市とか、いろんな市町村をたくさん知っていますけれども、なかなか連携で大変だなと、部長制をしいていないのですので、部長制しいればうまいくというわけではないのですけれども、皆さんやはりこういう横並びの課長さん、福祉事務所長という位置づけはありますけれども、部長ではないので、やっぱり主に担当するという言い方しかやっぱりできない。でも、本来はやはり仕事を進める上においては、あなたのところがリーダーです。あなたのところが中心になって引っ張ってくださいよというところがないと、実際の仕事は進んでなかなかいかないだろうと思うのですけれども、庁内の推進会議、共通社会づくりに向けての推進会議というのはあるのですか。その辺の主というか、そこを何かリーダーシップという言い方はあれですけれども、担って引っ張っていくのが福祉課なのかなと思っているのですけれども、その辺は市長のほうからどういうお考えでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 合併後部長制をしいておりましたけれども、それについては解消して今課制になっているという状況にあります。今議員ご指摘の例えば横並びに課長が同列であることによって、しっかりとした物事を前に進めるだけの推進力がないのではないかというふうなお話でしたけれども、確かにその側面は組織上はあるのかもしれませんが。ただ一つ一つの事象に対して、特に専門的に主管として、その知見を深めている課があるわけでありますから、それをチームリーダーとして市内のそういう調整会議のコントロールをしているということでありますので、それがイコール推進力が発揮されていないよというふうな感じであるという認識は、私は現時点で持っていません。それぞれの課長がしっかりとそれぞれの問題意識で真剣に取り組んでいただいているなどということで、確かにいろんな業務について非常に広範囲にわたっていますけれども、特に福祉事務所長の立場もあるものですから、福祉については非常に幅広になっております。その関係もありまして、例えばこども課であるとか、そういうところにある程度のものを分散させて、さらに積極的に進めるというようなところにも併せて取り組んでいますので、私自身はそれが要因でコントロールし切れていないのかなという感じを持っておりません。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ちょっと資料の作り方が悪くて、なかなか難しいと思うのですけれども、地域福祉計画というか、地域福祉計画の位置づけそのものはやはり高齢、障がい、子ども、そういったものの上位計画に位置づけられるものだと思いますので、その上位計画をやっぱり主管するかどうかというのは上に立つわけではないのですけれども、その全体の地域づくり、支援体制づくりをやっぱり引っ張っていくといいますか、そういうやっぱり立場で本来あらなくてはいけないのかなと思いますので、その辺はまた今後ちょっと必要に応じて議論させていただければと思います。第三次の全体の総合計画、また来年度検討を策定されると思いますので、その中でまた議論をさせていただきたいと思います。

ちょっと時間がないので、先に進めさせていただきます。次に、社会福祉協議会についても大変ありがとうございました。社協については、非常に私も頑張っていらっしゃると思うのですけれども、社協の体制とか、運営費補助金も8,300万円毎年出していますし、あとは社会福祉法上もほかの社会福祉法人と違って、社会福祉協議会というのは地域福祉の中核的な役割を担うという位置づけがありますので、市としても社協への体制とか、活動内容については、意見が言える立場なのかというのも非常におかしな言い方ですけれども、社協の理事会に課長さんが入っているのとは別に、何かいろいろ意見みたいなことが言えるのか、あとは監査なんかは市が入っているのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 課長含めて、市がどういうふうな連携をしているのか、意見が言えるのかと

いう部分でありますので、そこについては私のほうから答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、議員今ご指摘のとおり市が行う福祉全般にわたる事業について、大きなウエートを占める部分について、社協さんのほうにお願いをしている部分もあります。ということが事業を進めるためには、その事業の理念であるとか、その効果検証であるとか、そういうものはしっかりと我々も把握をしなければなりません。市がやる事業という位置づけに当然なるわけでありますので、そういった意味において、いろんな場面で連携をさせていただいておりますし、その事柄についても、意見を発言をさせていただいております。私自身も時折いろんな形で懇談をさせていただく機会もありますので、そういうところでは、現下の問題、また市の抱える問題なんかも直接皆さんにお伝えをする機会もいただいておりますので、比較的意見はスムーズに横連携取れているのかなという認識ではあります。あと監査の部分については、課長のほうからお願いしたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 社会福祉協議会さんとは常に連携を取っておりますし、私は理事として理事会のほうにも出席させていただいております。それから、補助金を支出している関係で、財政援助団体の監査も対象になっておりますので、毎年ではありませんが、その都度監査をしております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。時間もないので、また先に進ませていただきたいと思いますが、社協の職員と個人的でもないですけども、話をする機会が何人かとあるのですけれども、やはりいろいろ課題は抱えている。必ずしもうまくいっているということがないと私は認識しておりますので、またそれはいろんな会議とか、いろんなところで率直にまた話を聞いていただいて、市としても力をご支援をいただければありがたいと思います。

続きまして、まちづくり協議会の関係でございます。まちづくり協議会、非常に市のカウンターパートナー、地域づくりのパートナーとして大事だということで、私もこの間幾つかの支所を訪問させていただいてお話を聞かせていただきまして、非常に敬服、頑張っているなと。まちづくり協議会の活動がなかりせば村上は非常に大変な状況だったなというぐらい職員の方も頑張っておりますし、住民のほうも頑張っていると思いますけれども、地域の活性化とか、まちづくりについてのまちづくり協議会の今の役割とか、その他について市長から一言いただければと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 市民協働のまちづくりを掲げながら、合併後をしっかりと取り決めさせてきていただいたというふうに思っております。市税収入のおおむね1%を原資としながら、それぞれが自由潤達に地域事業に取り組んでいただく、それが地域の活力につながる、元気につながる、そ

の中で様々なメニューが出てきました。当初イベント中心だったものが持続させるためのコミュニティーづくりであったりとか、新しい企業を創出する、また外からの人流を取り込む、様々な分野で取組をさせていただいております。そうしたものがいろんな場面で大きくクローズアップされて、全国にもその事例がモデルとして提示されるようなこと、そういった団体も幾つもあります。こういったことが地域を元気にする、この大本でありますし、課題はいっぱいあります。課題はいっぱいあるのだけれども、それを乗り越えられるだけのエネルギーとしての元気を地域につくっていくということに成果が大いに上がったのではないかなというふうに思っております。ただ、17ありますので、それぞれの協議会の中で、若干のモチベーションの差異はありますけれども、今協議会の連絡会議なるものも構成をさせていただいておりますので、これからもっともっと身の丈に合った形でしっかりと伸びていただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） これも時間がないので、また引き続き議論させていただきたいと思うのですが、やはり人口減少の対応とか、少子高齢化の対応、支え合いのまちづくりの対応ということで、まちづくり協議会の成果は大きいと思いますけれども、やはり私的には市がもう少しきちんと今の課題を提起をして検討していただくとか、あとはまちづくり協議会から地域課題について、市に提言をしていただくような仕組みを設けるとか、あと村上、神林、朝日はやはり5地区ですか、分かれているものですから、地域全体をやはり見渡して検討するということ、いろいろ工夫してやっていらっしゃるけれども、その辺の位置づけをきちんと条例上にするか、あと運用上するか、その辺まだちょっとバージョンアップといえますか、検討の余地があるのかなと思いますので、それはまた引き続きちょっと議論させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、障害者差別解消法の関係でございます。いろいろ取り組んでいただいているところなのですが、特に研修会の受講は福祉課にちょっとお聞きしたいのですけれども、平成30年度58人、令和元年度68人、計126人職員の方が参加していらっしゃるということで、恐らく今市役所の職員、非正規含めるとどのくらい、1,000人ぐらいいらっしゃるのでしょうか、総務課長。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 800を切れる数字でございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） そうしますと、800割る126なので、過半数にはるか到達しないと思いますので、やはり障害者差別解消法に特化するのか、地域共通社会づくりというスキームで研修するのか、その中に差別解消法も入れるのかは別としても、やはり恐らく十四、五%だったと思いますので、  
〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕明らかにやはり足りないなという気がするので、やはり過半数少なくとも目標にぜひ年次的に研修に取り組んでいただければと思います。

あと教職員の方については対象外というか、今まで対象外だったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 私どもの法律の解釈のほうもちょっと若干間違っていたといえますか、解釈の仕方がちょっと違って、今まで教職員の方対象にしていなかったのですが、実は先日調べたところ、市立の教職員については、市で対応するというようになっておりましたので、今後は教職員の方を対象とした研修会のほうを開催できるようにしていきたいと思っています。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） そういうことで、何かそういう思い違いというのはたくさんあるので、仕方ないのですけれども、平成28年に法施行されて、その研修、市のそれは責務であるというのが今年になって分かったということもありますので、それは私も完全に県教委のほうの流れだと思っていましたので、やむを得ないということはいませんが、今後ぜひ是正していただきたいと思っています。

それと、あと教育長に大変失礼なあれで申し訳ないのですが、その絡みがあるわけではないのですけれども、実は市民の方から私のほうにちょっと話がありまして、実は昨年11月19日の日に、教育委員会のほうからの通知で、就学支援委員会のほうで検討して、今の普通学校の特別支援学級、いろんな通級の恐らく指導をいただいていると思うのですが、その方についてあなたのところの子どもさんは特別支援学校に行ったほうがいいですよみたいな通知がぱんと来て、非常に驚いたと、びっくりしたというお話をお聞きしたいのですけれども、障害者差別解消法の研修が今まで抜けていたからということではなくて、ほかのところは非常に丁寧にやっていたのは、私も十分理解をしていますが、その辺のちょっと私は障害者差別解消法の絡みで、もしかしたらその辺で画竜点睛を欠くといえますか、何か運用上ちょっとあれだったのかなと思うのですが、その辺は結局就学支援委員会で議論するというのも知らなかったし、こういう結果が出たのも通知が来て初めて知って、非常にショックを受けたというような話があるのですけれども、その辺何かこう運用的にちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 障がいのある子どもさんの進学、進級に当たっては、市の就学支援委員会で検討していただいて、教育長、教育委員会に上げていただきます。そこで、その段階で保護者の意向を十分反映させてもらっているように配慮はしているのですけれども、中にはまだ保護者に相談が行き届いていなかった、意向を反映していなかったという例もあるやに聞いております。ということで、今後しっかり意向も把握した上で、突然そのような通知が届いたということのないように配慮してまいりたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ぜひお願いいたします。特に保護者の方との意向と合っているものであれば

認めていただきたいのでいいのですけれども、違う場合はぜひ丁寧に郵送で送るのではなくて、送ってもいいのですけれども、やっぱりアフターフォローといますか、それは保護者の方のお考えと専門的な委員会の考えは違うということはある得ると思いますので、特に違う場合については丁寧に説明をしていただくなり、アフターフォローをぜひそれこそ障害者差別解消法の本当の理念だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それとあと5分切りましたので、ひきこもりはあれですけれども、不登校の関係で、これは非常に私も学校教育課へ行ってお話をお伺ひしましたが、学校、教育委員会が中心になって不登校の児童生徒に対する支援、本当にきめ細かくやっただいて〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕これは敬服しているところなのですが、一つ高校に入学した生徒さんのアフターフォローというのは、結局義務教育は終わっているわけですから、教育委員会の本来の責務ではないと思うのですけれども、どちらで村上市の場合はやっただいらっしゃるのかなと思うのですけれども、いかがでございますか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 本当にそこが一番教育委員会としても心配しているところです。ただ、学校としては、その進学に当たっては十分先ほどお答えさせていただいたとおり、将来の見通しなどを持たせるとか、いろんなケース、通信制とかあるのだと、そういう場合も含めて、生活リズムを整えていかねば駄目だと。短期、中期の見通しを持たせるなど、そうやって相談に乗っているところです。そして、中途退学した場合も、いつでも学校に頼ってきていいよという、そういう言葉がけもしております。ただ、どうしてもやはり高等学校任せになっている状況ですので、その辺はこれからよく検討していかなければならないと思っているところです。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 流れで教育長に振ってしまっただ大変申し訳なかったのですが、義務教育を卒業しているわけですから、本来教育委員会がなかなかそれは法的にも視野になかなか難しいところだと思います。あと高校中退者の実態把握とか対応について、何かどこか担当している課というのはいかがでしょうか。総合窓口だから、福祉課でしょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 残念ながら高校中退している方の実態把握については把握しておりません。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） すみません。まさに今のところが私は村上市における支援体制の空白のところだと思います。中学校を卒業して、高校期以降のところの若者がどういうふうな状態にあるのかというのは、どこの担当課が今ないというのは、非常に中学まで一生懸命指導しても、社会に出るほんとの出口である高校のところの支援がちょっと欠けているところがあるというのは、非常に残

念なところだと思いますので、ぜひ子どもの貧困対策計画もつくりますし、子ども・若者支援地域協議会、県内6市町村しかないうちの1つが村上市、非常に先進的な取組をしていますので、子ども・若者支援地域協議会、サポート会議です。その辺になるのか、ぜひ高校期以降の方の実態把握と支援体制についてお考えいただければありがたいなと思いますけれども、市長よろしくお願ひします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 様々な分野で、そういった例えば高校中退とかという事例になると、やはりそれは大きく情報としては我々も集約できる内容であります。全員がそうでないわけでありますから、そういうところはしっかりと情報としては共有していると思っております。今議員お話のありました子若の会議も含めて、それとこれまでもことばとこころの相談室なんかは特に顕著なのですけれども、例えば出生時から就学前の子ども、さらには就学した後、中学校につないで、その後卒業して高校へ行って、その後も成人してもつながっているというような行政事務もこれまでずっと取り組んできました。その中で様々な関係機関と連携をしています。現在市におきましてもばすの一との活用をしながら、生まれたときからずっとその子たちがこの地域でしっかりと生活をしていけるというその追っかけをしているわけでありますので、その中で当然学校に入る、また高校に入る、大学に行くということの情報、その中でしっかりとそれが社会生活が可能であれば、もうその時点でオーケーになるわけでありますので、そういった取組をこれまでもしてきているので、個別のデータを全部把握しているかということ、私自身は持っておりませんが、かなりの分野というのは補完できているのかなというふうに思っております。ただそれについて、今議員ご指摘のしっかりとその部分については、〔質問時間終了のブザーあり〕大切に見ていただきたいという部分については、市の行政事務としてしっかりと取り組まなければならない部分だと思っておりますので、これからそのことについては取組を進めたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） では、時間終わりましたので、以上で終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで上村正朗君の一般質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時56分 休憩

---

午後1時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

発言の訂正

○議長（三田敏秋君） ここで、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長。

○教育長（遠藤友春君） 先ほど上村議員の3項目めのお答えの中で、過去3年分を合わせた自宅におられる方の割合を「3.3%」とお答えいたしました。が、「3.5%」に訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（三田敏秋君） ご了承を願います。

---

○議長（三田敏秋君） 次に、9番、稲葉久美子さんの一般質問を許します。

9番、稲葉久美子さん。（拍手）

〔9番 稲葉久美子君登壇〕

○9番（稲葉久美子君） 日本共産党の稲葉久美子です。これから一般質問をさせていただきます。

まず初めに、2月13日夜遅くに見舞われました福島県沖の地震、震度6強の地震に遭われました多くの被災者の皆さんに心からお見舞い申し上げたいと思います。また、関連して昨日死亡者が発表されました。亡くなられた方のご冥福をお祈りいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。大きく分けて、3つの課題について質問させていただきます。1、新型コロナウイルス感染症のPCR検査とワクチン接種の優先順位について。厚生労働省で新型コロナウイルス感染症ワクチンが認可され、ワクチン接種が始まっています。次の点について伺います。

①番、現在新型コロナウイルス感染症の感染リスクが心配される医療機関や介護施設などの職場では、適切にPCR検査が行われているのでしょうか。

②番、ワクチン接種については、高齢者施設等の従事者も高齢者と同等の優先順位とすべきと考えますが、所見を伺います。

大きな2番、就学援助制度の運用状況について。

①番、就学援助制度の周知方法、案内における記載内容、申請書の配布対象、提出方法、収入を証明する書類について伺います。

②番、令和2年度の小・中学校の就学援助制度を利用されている人数、そしてコロナ禍の関係などで年度途中から制度を利用された人数を伺います。

③番、市民厚生常任委員会の閉会中事務調査で、フードバンクの取組について調査いたしました。その中で就学援助制度の周知が不足しているのではないかと感じました。どのような周知方法であれば学用品などの助成制度を知ってもらえるのか、検討したことはありますか。

大きな3番、豪雪対策について。地震や台風、低気圧等に伴う強風・豪雨・豪雪が頻繁に起こるようになってきました。今年の1月は、近年にない豪雪に見舞われましたが、高齢者のみの世帯などでは大変な思いをされたのではないのでしょうか。除雪対策について、次の点を伺います。

①番、道路除雪の順番はどのようになっていますか。

②番、除雪については、玄関先から道路までの除雪が大変ですが、高齢者や体の不自由な人は手伝ってくれる人がいなければ除雪は困難です。屋根の雪下ろし、玄関先の除雪など、業者に依頼したいとき、どのような手続が必要か、伺います。

③番、屋根の雪下ろし助成額は、3回まで1回ごとに1万円となっていますが、玄関先の除雪についてはどうなっているか、伺います。

答弁の後再質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、稲葉議員の3項目のご質問につきまして順次お答えをさせていただきます。

最初に1項目め、新型コロナウイルス感染症のPCR検査とワクチン接種の優先順位についての1点目、感染リスクが心配される医療機関や介護施設などの職場では、適切にPCR検査が行われているかとのお尋ねについてでございますが、医療機関や介護施設等において、集団感染を引き起こさないため、最大限の感染防止策を講じながら、患者や入所者等への医療やサービス提供のため、ご自身はもちろんのこと、ご家族にも感染リスクがある中で、日々緊張感を持ちつつ献身的に働いておられる全ての皆様に対して、改めて感謝申し上げますとともに、敬意を表するものであります。そうした皆様のご努力のおかげで、現在のところ本市においてクラスターの発生を防いでいるものと認識をいたしております。市内医療機関や介護施設における検査状況についてでございますが、それぞれの職場での感染症対策において、職員及び患者や入所者等に疑いがある場合など、必要なときにはPCR検査または抗原検査キットによる検査を実施している状況であると確認をいたしております。

次に2点目、ワクチン接種については、高齢者施設等の従事者も高齢者と同等の優先順位をすべきと考えるがとのお尋ねについてでございますが、現時点で国から示されております高齢者施設等の従事者の接種順位は、業務の特性などから、高齢者に次ぐ順位と位置づけられているところであります。しかしながら、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、特例として同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えないとされておりますので、今後ワクチンの配分状況等を踏まえ、接種体制を整えていく中で、同時期に接種できるよう検討をいたしてまいります。

次に2項目め、就学援助制度の運用状況については教育長から答弁をいたさせます。

次に3項目め、豪雪対策についての1点目、道路除雪の順番はどのようになっているかとのお尋ねについてでございますが、本市の市道除雪計画は、降雪による一般交通への影響を考慮し、優先度の高い順に、第一次路線から第四次路線まで区分けをいたしております。第一次路線から順に除雪作業を行っているところであります。第一次路線と第二次路線は、集落間を結ぶ道路や国道また

は県道に接続する幹線道路とし、第三次路線は市街地や集落内の主要な生活道路、第四次路線はそのほか私道等として、それぞれ区分をいたしております。先ほど木村議員への一般質問でもお答えをいたしました。特に豪雪時には幹線道路など交通量の多い路線から順次除雪を行わなければならない、市民生活に大きな影響を及ぼすことから、除雪計画に基づいた順序で除雪の実施をいたしているところであり、今後もこうした考えの下、冬期交通の確保に努めてまいりたいと考えているところであり、

次に2点目、屋根の雪下ろしや玄関先の除雪などを業者に依頼したいとき、どのような手続が必要かとお尋ねについてでございますが、本市では除雪作業ができる事業者や団体を募集し、名簿にまとめ、雪下ろしに関する相談があった際に、業者等を紹介しており、その業者等には直接ご自身で依頼をしていただくこととなります。また、独り暮らし高齢者等で、老齢、病弱などにより除雪作業ができず、除雪の援助が受けられない、除雪費用の調達が困難な方に対しましては、屋根の雪下ろしとそれに伴う排雪作業費用に対しての助成を行っております。なお、この助成金につきましては、民生委員を通して申請していただくことといたしております。

次に3点目、屋根の雪下ろしの助成額は、3回まで1万円となっておりますが、玄関先の除雪についてはどうなっているかとお尋ねについてでございますが、本市で実施をいたしております高齢者等除雪費援助事業は、家屋、屋根の雪下ろし及び屋根の雪下ろしに伴う排雪作業に係る費用を対象としており、1回1万円を上限として、同一年度において3回まで支給をいたしております。なお、現状では玄関先の除雪は対象といたしておりませんが、玄関先から道路までの除雪でご苦労されている状況は承知をいたしておりますので、今後さらに利用しやすい制度となるよう研究をしてまいりたいと考えているところであり、

私からは以上であります。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） それでは、稲葉議員の2項目め、就学援助制度の運用状況についての1点目、就学援助制度の周知方法や提出方法等のお尋ねについてでございますが、就学援助制度の周知方法につきましては、児童生徒の保護者全員に毎年1月に新年度に向けた就学援助制度（準要保護）のお知らせをお渡ししております。また、新小学1年生の保護者には、1月に入学通知と一緒に郵送しております。そのほか市報や市のホームページでも、就学援助制度についてお知らせをし、希望する保護者の利用につながるように配慮いたしております。案内における記載内容につきましては、提出するもの、提出期限、提出先、認定基準、援助費の支給時期と支給額など、準要保護制度のポイントとなる内容を記載しております。申請書の配布対象につきましては、就学援助制度を希望する全ての保護者を対象としております。なお、申請書は学校や教育委員会での受け取りや市のホームページからダウンロードすることが可能となっております。提出方法につきましては、3月31日までに申請書及び添付書類を教育委員会に直接提出していただくか、簡易書留による郵送で提

出していただくこととしております。収入を証明する書類につきましては、児童生徒と同居する世帯員全員から同意をいただき、市民税の課税状況について教育委員会が調査をいたします。これに伴い、課税の基準日となる1月1日に本市以外で住所登録をしていた方は、前年の所得等の分かる書類の写しを提出していただき確認を行っております。

次に2点目、令和2年度の小・中学校の就学援助制度の利用人数とコロナ禍の関係などで、年度途中から制度を利用された人数が何人かとお尋ねについてでございますが、令和2年度の小・中学校の就学援助制度の利用人数は、令和3年2月18日現在で小学校368人、中学校231人、村上中等教育学校が20人となっております。また、コロナ禍の関係などで年度途中からの申請者数は、小学校で29人、中学校で18人となっております。

次に3点目、就学援助制度の周知が不足しているのではないかと、どのような周知方法であれば助成制度を知ってもらえるか検討したことはあるかとお尋ねについてでございますが、周知方法につきましては、1点目のご質問でお答えをいたしました。全保護者向けの制度のお知らせと市報での周知をそれぞれ年1回行っているほか、本市ホームページにおいて、常に内容を確認することができます。また、全保護者に対し制度の周知を行っておりますが、学用品や給食費の未納が続く場合には、保護者へ就学援助制度の説明を行うことで、制度の利用につながる例もありますことから、きめ細かな対応をいたしております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） ありがとうございます。それでは、コロナワクチンのほうからお話を伺いたいと思いますが、まだ医療機関や介護施設など、本当に面会に行っても全面面会禁止の状態、それからマスコミからは、毎日のようにそれも1日の多くの時間を使って、ワクチン接種の話が飛び込んできます。私たちも本当にどこを見ればいいのかというふうな内容まで分からない点多々あるのですが、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。医療機関、それから介護施設それぞれ違う組織でもあります。そういう意味で、医療機関はコロナに感染した人たちも扱うということで、一番最初にやられるのは当然だと思います。そしてまた次には、高齢者優先ということで、介護施設ということも分かります。だけれども、介護施設の職員についての扱いがどうして別個に後になるのか、65歳以下の年齢と同じような形になるのかということをも本当に不思議に思います。でも、今政府のほうで、介護施設職員とそれから介護施設に入所している高齢者は、ほぼ同時に受けられるというような方向も出てまいりました。しかし、ワクチンの量そのものがどのくらい入ってくるのか分からないような、ちょっと見通しの立たないようなところもあるわけです。そういう意味で、私たちはワクチンというのはどんなふうに捉えたらいいのか、今回3週間置いて2回接種というふうに言われておりますが、時には1回で済むのではないかと話も出てきました。しかし、厚生労働省では2回する必要があつて認可されたのだから、これは2回接種というふうな

ことを今言われておりますが、この機会に接種したら、一生後やらなくてもいいのか、それとも私たちが毎年秋頃になると冬のインフルエンザ予防として受ける予防注射のみの考え方をしたらいいのか、皆さん分からないということで問合せがあります。そういう意味で、どんなふうに捉えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 私のほうから、総括的なことをお伝えをまず申し上げたいというふうに思っております。あと個別の内容につきましては、現在ワクチン接種チームを組織をいたしておりますので、所管の担当課のほうからお知らせをしたいと思っておりますけれども、今議員ご指摘のとおりなかなか詳細な状況が出てこない、厚生労働省からはスケジュールでありますとか、対応の仕方であるとか、いろんなこともうどんどん、どんどん流れてきています。それを今しっかりと整理をしながらということで、昨日も地元医師会の先生方との協議をさせていただきまして、おおむねこれまでのスキームでお願いをしておりました個別接種、集団接種、これの併用でやっていこうということ、それとただ医師会の先生方も含めて我々もそうなのでありますが、一番懸念しておるのがワクチンの供給の状況であります。そういったことで、今河野大臣のほうから、6月末までには65歳以上人口全てに対してのワクチンを供給することが見通しが立ったと、ただこれEUとの協議があるよというただし書つきでしたけれども、そんな状況になっていきますので、まさにそれを一つ一つしっかりと情報を確実なものとして吟味をして、市民の皆さんにしっかりとお伝えをしていくということが大切だというふうに思っております。いろんな情報が出てきますので、その中からこれまでも数次にわたってお願いしてきたのですけれども、正しい情報を的確に捉えて判断をしてくださいと。そのためには我々は正しい情報を的確に伝えなければならないということになるわけでありまして。今接種チームを立ち上げまして、いろいろな調整を行っておりますので、その辺のところ今お伝えをできる詳細について、担当課長のほうからお伝えをさせていただきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 今ほど市長答弁にございましたように、昨日接種チームのほうと副市長さんにも出席いただいたのですが、意見交換をしました。ちょっと重複いたしますが、個別と集団は同時並行的にやりましょう。ただ、ワクチンの供給量が先ほどの答弁のとおり、6月まではというので、今日初めて6月までだという条件、確かにEUの制裁の関係もございますけれども、一応の目安6月と出ましたので、さらなる接種計画の見直しは進むのだろうなというふうに思っています。先ほど稲葉議員のほうのご質問の中で、1回打てば毎年打たなければならないとかいう、そういう医学的といいますか、今承認されたばかりで、恐らくこの後そのようなことは厚生労働省のほうから何らかの形でお知らせが来るのではないかと。私どものほうへも含めまして、そのような形の情報は今のところ一切ないということでございます。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） すみません。医療従事者、それからもちろんそうなのですが、65歳以上の高齢者は村上にどのくらいいらっしゃるのか、介護施設の職員どのくらいいらっしゃるのか、つかんでおりますか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 令和3年の2月1日現在の村上市の人口からいたしますと、医療従事者等は人口の3%となっておりますので、その計算からいきますと1,745名、あと高齢者につきましては2万2,720名、高齢者施設等の従事者につきましては、人口の1.5%を見てということでありましたので、それでいきますと872名ということで、まだ具体的な数字はつかんでおりませんが、国からの指示のパーセントでいきますと、このような人数になっております。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 介護施設の関係の高齢者施設の従事者数なのですけれども、私どもで調べたところによりますと、今877人になっております。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 福祉課のほうから障がい者施設の従業者の数なのですが、141人というふうに出ております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） ほぼ同じくらいの人数で出てきましたので、その辺のところだと思いますが、あと基礎疾患のある方も優先的な順位になっていくだろうと思いますけれども、それ全部そこまでやって6月いっぱいくらいで終わるような見通しとなるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） そちらにつきましても、市長答弁にございましたように、まだワクチンの供給詳しいことが国から示されておりませんので、順次接種チームと医師会と相談しながら計画を立てていくものということでございます。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） ワクチンについては、やはり重症化しないというか、感染しないということというよりも、感染しても重症化しない、私たちがインフルエンザを受けたときに、そういう経験しているのですが、受けないよりは受けたほうが熱はあっても食事が喉を通るとか、軽く済むというような、そんな感じで経験しているのですけれども、本当に今の接種しているデータから見ると、重症化しないというふうに言われていますけれども、重症化しないために接種しようというような呼びかけも必要ではないかというふうに考えました。それで、今若い人たちから言われるのは、ちょっと今やっぱり風邪を引く時期でもあるのではないかというふうに思うのです。暑かったり寒かったりを繰り返しているものですから、その関係で喉が痛い、何かおかしいのではないかと。やはり一番最初心配するのはコロナに感染したのではないかと。特に大勢のお客さんを相手にお仕事

されている方からそういう質問を受けます。そんなに心配だったら、かかりつけ医ないしは保健所に相談してみたらどうというふうなことで、案内しているのですけれども、そういう意味で本当にかかりつけ医がなかったりとか、それからあそこのお医者さん行ったら疑われるのではないかと、周りの目、そんなことも心配して、なかなかかかりつけ医に行けなくて、保健所へ電話してみたら、風邪ではないかしらと言われたと。だから、お医者さんへ行って大丈夫ですよと言われたというふうなことを言われていたのですけれども、そんなふうに高齢者でなくても、若い人たちも大いに心配しているというような状況があると思います。そして、ましてや今高齢者の方が介護施設へ入所されている方は、外からの面会は一切できない状態になっています。病院に入院している方ももちろんそうですが、その中で入所している方、また入院している方々が家族と会いたい、本当に家族と会って元気をもらっているような人たちがそういうふうに言っております。そして、最初のうちは本当によく泣いているのですよねなんていうふうなことも聞かれました。そういう意味で、早く収束して、皆さん面会に行けるような状態になってほしいと思いますが、そういう意味でワクチン接種できるような状況になりましたら、順次やってほしいというふうに思います。本当に重症を防ぐための、感染するかもしれないけれども、重症化ならないようにするための接種だということを皆さんに伝えていただきたいと思います。

それでは、就学援助の問題についてお伺いいたします。今日皆さんのところに、村上市のホームページから就学援助制度についての内容、お知らせ版を皆さんに配っていただきました。この問題を取り上げるときに、やはり若いお母さんたち、子どもが小学校、中学校へ行っている方からの問合せで、村上はどうして全世帯から申請書を出してもらわないのというふうなことが起きました。その方は、村上市には住んでいるのですが、職場は村上市ではないという状況の中で、通っている地域の方から就学援助皆さん出しているのだというふうに言われたそうです。それで村上市はどうしてそういうことをしないのだというふうなことで言われまして、前に私も就学援助、私もどこかの地域から私たちは全世帯から出してもらっているのだよという話を聞きまして、村上も全員出してもらったほうがいいのではないですか。そうすると、受ける人がまた増えるかもしれないというふうなことで、お話ししたことあるのですが、今回そういう村上市の方からそういう話を伺いまして、近隣の市町村のお知らせについて、ネットで取り上げたものですが、近隣の胎内市、新発田市、阿賀野市を取り寄せてみました。そうしたら、村上の案内というのが本当に詳しく、丁寧にといえればそれまでなのですが、最初今日印刷されているのは、白黒なのですが、ネットで見るとカラー版で、一番最初目につくのが1枚だけでいいから、1点必要という中に運転免許証か個人番号、パスポートというようなことが出ていまして、これは個人を証明するものだというこの意味だと思いますが、こういうのが出てきます。そうすると、免許証を持たない個人番号を通知番号はあるにしても、個人番号はまだ作っていない、パスポートはもっていないというような方について、これを見た途端にわっというふうな形で見える気がなくなってしまうというふうな状況なのだ

そうです。

それで、村上は本当に印刷しますと、A4で4枚、そして申請の書類を見ると6枚印刷されるわけです、申請者までいくと。ところが、近隣の市町村へ行きますと、一番最初に出てくるのが一番上のほうにお困りの方はどうぞ申し込んでくださいという次に、就学援助の希望の有無にかかわらず別紙申請用紙に必要事項を記入、捺印の上必ず配布の封筒に入れて学級担任へ提出してくださいということで、お願いの一言が書いてある。それから、2つの市については書いていないのです。ところが、その後に行きますと、申請用紙の一番最初に、名前、それから学校の子どもも生徒ももちろん書きますが、それで就学援助を希望します、しませんのところがあまして、どちらかに丸をつける状態になっているのです。そして、就学援助希望しませんというところに丸つけてある、それも出すという形の全員提出というような形になっております。そして、細かいことについてはほとんどそういう身分を証明するようなことは記入しなくて、こういう方は対象になりますよというふうな案内と、それから3通り分くらいのこういう世帯でこのくらいの収入だったら受けられますよというようなことを書いてあるのです。そして、出してもらうところには、後から別の用紙で書き込んでくださいというようになっています。それから、やっぱり支給予定の費目、学用品から医療費、給食費等のことについて載っているというふうな形で、隣の胎内市は表だけ1枚でそれが終わっているのです。だから、本当に村上は詳しく載り過ぎているのではないかというようなくらい記述をされていると。本当に受ける人にしてみれば、詳しく知ることにはなるのでしょけれども、本当にもっと気軽に声かけられるというふうなことで、案内を出してもいいのではないかというふうなこれを見て思いました。パスポートかないしは個人番号か免許証、どれも持たない方がいらっしゃるのではないかというふうにも思いますし、本当にもう一つ感じたのは、収入の証明になるものも出さなければならぬように村上はなっていますが、ほかのところでは同意書がつけてあまして、就学援助の申請のために教育委員会が自分の世帯の住民基本台帳、それから課税資料等の公簿の確認を調査することに同意しますというようなことが同意書として加えられてあまして、自分で市役所へ行って収入証明書をもらわなくても済むような形になっているのです。だから、収入証明書を市役所までわざわざ行って、手数料取られるということも必要ない状態になっているわけです。だから、申し込む人だけが提出するのではなく、本当にどうかなとって一応申し込む人中にはいるということをやっぱり頭の中に入れてほしいなど。

そして、そういう制度を知らなかったということも、この市民厚生をフードバンクを訪れたときに、そういう内容も知らない、そういう制度があるということも分からないでいたと、だけれども、今食料援助が欲しいということにいただいているというようなことを聞きまして、本当に親の手元へ届いていなかったのか、ないしはそれを目を通そうとしなかったのかというような形で、まず心配になってくるわけです。そういう意味で、これは目を通しましたよという意味で、私は必要ありませんとか、ただどういうぐらいだか分からないから、一応申請してみて、結果駄目と言われれば、

そんなものかなというような形で判断してもらえらるほうがかえっていいのではないかというふうに思いました。そういう意味で、村上詳しく載っているのは本当によろしいのですが、やはりみんながとにかく見て、手に取って本当に分かってもらえらるような、すぐ判断できるような、そういう案内がやっぱり必要なのではないかというふうに思ったわけです。そういう意味で、就学援助を申請されて受けてる人も多々いるわけですが、そういう意味で村上はまだ人数が多いとは思いますが、それでもまだまだ埋もれてる人がいるということは現実にはありましたので、その辺についてどんなふうに考えるか、お願いしたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） まず、このお知らせなのですけれども、これまで何度か修正を加えまして、現在のような形になっております。いろいろお尋ねがありましたので、ちょっと盛りだくさんのことを盛り込んでるのかなという印象を私も持つのですけれども、現在このような形になっております。それで、全ての世帯、保護者に申込みの有無を含めた提出をさせればいいのではないかというご意見なのですけれども、確かに子どもが保護者に手渡さなかったとか、保護者がちょっと目を通していなかったとかでこの制度を知らなかったということもあるのかもしれないので、そのあたりは今後その有無を全家庭から提出してもらおうということは検討してもいいのかなと思っております。

それからなお、いろんな申請書類については、他市町村のホームページをもう一度確認しながら、できるだけ簡素になるように、ただし正確性を持って判断しなければなりませんので、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） ありがとうございます。そんなことで一応検討していただきたいと思えます。ちなみに私がお話しした人については、村上は全員提出ではないのだよと、そして聞いてみたら援助を受けることはできなかったというふうに言われていますけれども、どうかな、受けてみたいというようなことでの話だったと思えますけれども、そういう方が多くいらっしゃるのではないかと思いますし、その内容を皆さんに知ってもらうということも大事なことでないかと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、除雪対策についてですが、道路除雪の順番については、さっき市長からお話がありましたので大体分かりました。ただ、本当に今回の降雪は、特に一時的に集中して降ったというような形だったわけですから、本当に困難だったのは除雪する側も、それから住んでいらっしゃる市民の方もどちらも大変だったのではないかと思うのです。それで、自分たちのうちの前、一旦はやるのだけれども、その後に降っているもんだから、道路がぼこぼこになって、それこそ車がガタンゴトンというような状態では、とても危なくて、園児いわゆる保育園の車、バス、運転する運転者さんが大変困っていたと。明日までこのままでは困るよねというようなことも言われて、そして保護者の方

が夜遅く電話を下さった地域がありました。それで除雪については、私らもお願いするものももちろん大事なわけけれども、地域の人たちの声で、やはりその地域守ってもらわなければとにならないから、区長さんなり、役員の方にお話しして、直接市のほうへ連絡してくださいというふうに言いました。その中で、私たちはもちろん言うのは簡単なのですが、その後電話でやんやんと言ってきましたら、もう10分後には除雪車来たと。自分が声を発することによってこんなに早いのかねと言ったから、それはたまたま偶然でしょうというようなことなのです。本当に電話したからすぐ来るというものではないし、やっぱり地域を〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕次々と順番に回っているというような状況だと思うのですが、今回はどのようにしても、どちらも大変だったのではないかというふうに思います。本当に特に子どもたちとか、学校の生徒をバスで迎えに行く運転者さんはもちろん、添乗されている職員の方も大変気を遣わなければならなかったのではないかというふうに思いますし、これからそんなことがないように思うのですが、これはまた豪雪というようなことについては、私たちはどうしようもないですから、それに対応していくことしかないのではないかというふうに思っています。

それから、今回の降雪の場合は、一時的に降ったとはいえ、山間地のほうで雪下ろしというのはどのくらいあったかというのは把握していらっしゃいますか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） ちょっと把握しておりません。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） まだ降る可能性もあるから、最終的な集計にはならないかもしれないのですが、そのほうで屋根の雪下ろし、今年は県内全体的に見ると、屋根の雪下ろししながら死亡者も出ているというふうなことで、大変危険な状態が危惧されるということがもちろん出ているのではないかと思います。ただ、村上ではそこまでいかなかった状況かなというふうに思うのですが、屋根の雪下ろしも大事だけれども、本当に玄関先から道路までの除雪がすごく気になっております。高齢の方はもちろん、私たちの年代でも除雪がなかなかできない状態になっていますので、近くの人たち、お隣さんたちがやってくれる人いると本当に助かるのですけれども、仕事であったり、そういう人間関係、ご近所関係ができていないと、そういうこともままならないわけです。そういう意味で、皆さんがどこへ申し込めば除雪してもらえるのかというふうなことで、問合せはあったのですけれども、これの窓口は一旦は介護高齢課でよろしいのですか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 玄関から道路までというのは、私どもは高齢者のほうの屋根の雪下ろしとか、そういったものの排雪の申請とかを受け付けておりますけれども、玄関から道路までの除雪は、うちの課が担当ということではございません。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） どこにお問合せをとということですので、どこでもお問合せください。必ずそれはきちんとつなぐようにさせていただきたいというふうに思っております。介護高齢課長のほうから話ありましたとおり、従来から去年は暖冬で雪なかったのですけれども、おとしは比較的余計でした。今年は平年並みなのだらうというふうに思っています、急に降りましたけれども。その中で、その際ただやはりこれまで除雪に係る経費の補助につきましては、拡充を図ってきたのですけれども、その間に前まで排雪もなかったのです。排雪もセットだよねという話にしてきました。ただ、私もいろんな住家にお邪魔をさせていただくときに、やっぱり玄関から道路まで、たとえ1メートルであっても、2メートルであっても、積雪が20センチ、30センチあると、除雪しないとやっぱりご高齢で歩行に困難を来す皆さんなんかは、なかなか出られないと思います。ですから、そこを何とかしていこうということは、従前から検証を加えてきたところでありまして、今回そこ足りないのではないのご指摘もあるわけでありまして、またしっかりとその辺のところは、先ほども申し上げましたとおり研究をした上で、どういう形で対応できるのかということについては、これからしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） 今まで除雪してもらったことのない人たち、町なかの人たちからどこの業者に頼めばいいのだからという声かけられました。それはもちろんそうだと思うのです、今まで経験なかったことですし。ただ、山間部へ行きますと、大体除雪してくださる業者さん、それから個人的に農家の人だと思うのですが、夏場は農業をやっていて、雪が降ったときには手伝うよというように形で仕事をされている方がいらっちゃって、それで自分のうちの地域やうちの近辺の人たちの〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕手伝いをしているという状況です。それで、その中で除雪費として1回の助成が雪下ろしの場合1万円というふうに出ていますけれども、でも相場としては1万5,000円から2万円ぐらいかかるのだそうです。それで、業者によっては1人で来る場合もあるし、複数の場合もあると。それで1軒下ろして幾らというふうな計算でやられるというのが相場みたいなのです。それで、今回みたいに屋根の雪下ろしでないと、だけれども、雪屋根は要らないけれども、玄関先してほしいので業者を頼むということになると、援助が全然ない。ところが、やはり頼んだ人はある程度お金を払わなければならない状態になっているという状況で、1万円でもなくてもいいから、1万円ならもちろんいいかと思うのですけれども、補助が出ないものかということとを要望されております。そんなことで、そこら辺はどうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 重々そのことについては承知をしております。また、そういう声があるということも承知をしておりますので、何らかの形で対応できるようにしていければなというふうに思っております。それと同時に、いわゆる地域の皆さんからしっかりと応援してもらっている場所もいっぱいあります。これは、それこそ地域のコミュニティーもそうですし、まちづくり協議会さん

もそうですし、いろんな形で若い世代が頑張っってやっっていらっしやるということも私も見聞きしております。それと同時に現在寄贈いただきました軽量の除雪機、可搬式のやつ、ああいうものの貸出しなんかも含めて、積雪深の多いところについてはお貸しをしたりもしていますし、逆に地域でもそのものを購入をして、うちの町内、うちの集落のところを除雪していこうというふうな形で、それを導入する際についても、市のほうでご支援を申し上げているというような形で、いわゆるこの雪、解けてしまえば何にもなくなるのですけれども、あるうちは生活に大きな支障を来しますので、それをやっぱり除雪する、排雪するということが大切だと思います。どうしてもこの冬期間持つこの村上市においては、これは避けて通れない課題だと思っておりますので、今後も含めて、より充実させるような形でしっかり対応していかなければならないと感じているところであります。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） 雨とか風、それから台風はもちろん、地震もそうですし、雪もそうですが、本当に私たちでは前もって防ぐことができない災害だと思います。災害の少ない地域であってほしいと思うのですけれども、なった時点では、皆さんでまず手を貸して、知恵を出して、防いでいくしかないのではないかというふうに思います。ありがとうございました。質問を終わります。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで稲葉久美子さんの一般質問を終わります。

午後2時まで休憩といたします。

午後 1時49分 休憩

---

午後 2時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（三田敏秋君） 次に、3番、富樫雅男君の一般質問を許します。

3番、富樫雅男君。（拍手）

〔3番 富樫雅男君登壇〕

○3番（富樫雅男君） こんにちは。公明党の富樫雅男です。ただいま議長からお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は3つの項目について一般質問させていただきます。1項目めは、若い世代が暮らしやすいまちづくりについてです。現在検討が進められている第2期村上市総合戦略（案）に4項目の基本目標が掲げられていますが、その一つが安心して子育てできる環境づくりと若い世代が暮らしやすいまちをつくとされており、来年度予算案では、結婚新生活支援事業を創設して、国の補助金も活用し、若い方の結婚を後押しすることが示され、若い方が住みやすいと思っただけのまちにする上で非常にありがたい取組と考えます。

さて、不妊治療費の助成制度については、国として本年1月1日以降の治療費を対象にして、保険適用も視野に入れた大幅な助成制度の改善が図られました。しかし、残念ながら不育症については、まだそこまでの段階に至っていないのが現状です。一般的には、妊娠しても2回ないしは3回以上流産する場合、不育症として検査治療が必要になるものです。そこで、本市として、不育症についてどのように取り組むお考えかをお伺いします。

①、本市の不育症の実態について把握されていたらお伺いいたします。

②、厚生労働省は、国が補助する仕組みを新たに設けて、保険が適用されていない検査費用を助成する自治体に対して助成するという事として、来年度から予算措置をすとしてしています。また、有効性や安全性が確立した治療については、順次保険適用を目指すとしてしています。そこで、本市での不育症制度の創設についてお考えを伺います。

2項目めは、中山間地の生活支援についてです。現在村上市地域公共交通活性化協議会で、今後の交通手段の在り方が検討されておりますが、中山間地で生活している方への支援について、市のお考えをお伺いします。

①、地域公共交通は、生活する上で電気、ガス、水道と同様に、欠くことができない非常に重要なライフラインであると考えます。現在料金は乗車距離によって、例えば乗合タクシーの場合は、100円から1,200円、路線バスは160円から920円と大きな格差があります。この料金格差については、受益者負担という理由で説明されております。しかし、利用する方にとっては生活のための買物や通院で治療を受けることが受益行為であって、地域公共交通を利用することは、移動のための手段であり、受益行為とは言えないのではないかと考えます。地域公共交通を考える上で、受益者負担のあるべき姿についてのお考えを伺います。

②、中山間地に住む高齢者の比率が増えており、生活する上で困っておられる方が多くいらっしゃいます。そこで、まずは買物の利便性改善対策についての市のお考えを伺います。

3項目めは、屋内での子どもの遊び場についてです。12月の一般質問の際に、旧神納東小学校の体育館を子どもの遊び場として活用することを検討しているのご答弁をいただきました。また、来年度予算案にも考慮されております。そこで、次のことについてお伺いします。

①、具体的にはどのようなものとするお考えかを伺います。

②、具体的なスケジュールを伺います。

③、遊び場の床や壁、さらに遊具などに市内の森林資源である木材を有効活用することは、市内の林業に関係する事業者の支援にもつながると考えます。杉材を用いた3密防止のパーティションも商品化されましたし、最近村上市森林組合が開発した杉の集成材を用いた事務机が仙台に納入販売もされました。また、つい最近ではしな布と村上の杉を組み合わせた建具も開発され、新聞報道もされました。このように関係する方々のご努力で新たな取組が進んでおります。そのような中、これから旧神納東小学校体育館は、待望の屋内の子どもの遊び場としての活用が始まるわけですが、

遊具などに対しての森林資源の積極的な活用についてお伺いいたします。

なお、ご答弁いただいた後、再質問させていただきます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、富樫議員の3項目のご質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

最初に1項目め、若い世代が暮らしやすいまちづくりについての1点目、市内の不育症の実態はとのお尋ねについてでございますが、子どもを持つことを希望しながらも、流産や死産を繰り返し、出産にまで至らない不育症につきましては、単一の診断名ではなく、複数の病態を含むものとされており、本市では妊娠届出の際に、保健師や看護師等の専門職による個別相談の実施をいたしているところではありますが、医学的知見が求められる不育症の実態把握は難しいのが実情であります。

次に2点目、厚生労働省では不育症についての助成制度を設けている自治体への補助を予定しているが、本市で助成制度の創設についてお考えはとのお尋ねについてでございますが、厚生労働省の令和3年度予算案に不育症検査への助成が盛り込まれていることから、県におきまして、令和3年度予算案に新たに不育症検査費用助成事業が盛り込まれております。不育症の支援につきましては、少子化や子育て支援対策にもつながるものと捉えております。このたびの厚生労働省によります不育症検査への助成事業につきましては、対象を県、政令市で実施する事業とされていることから、今後県が実施する助成事業の状況を注視するとともに、安心して子育てができる環境づくりのため、本市の支援の在り方につきましても検討いたしてまいりたいと考えているところであります。

次に2項目め、中山間地の生活支援についての1点目、公共交通を考える上で、受益者負担のあるべき姿についてお考えはとのお尋ねについてでございますが、公共交通機関の運賃につきましては、それぞれの交通事業者において、運行コストなどから算定し、国土交通省の認可を受けて決定されるものであります。現在本市で運行するJR、路線バス、タクシーの運賃は、距離に応じて運賃を算出する対キロ制運賃または対キロ区間制運賃が採用されており、乗車距離が長くなるとその距離に係る運行経費が多くなるため、運賃負担平等の考えに基づき、こうしたシステムが採用されているものと認識をいたしております。村上地域公共交通活性化協議会で運行しております路線バスと乗合タクシーにつきましては、交通事業者による運行を補完するものであり、運賃につきましても、交通事業者と同様にあるべきものと考えているところであります。

次に2点目、買物の利便性の改善について、市長のお考えはとのお尋ねについてでございますが、現在策定作業を進めております村上市地域公共交通計画では、特に高齢者の買物や通院等における交通手段確保対策として、スクールバスの活用を考えているところでもあります。また、乗合タクシーの利用者数増加を図る目的から、商業施設への停留所設置を施策として登載する予定であります。

実施に向けては、地域の商店等への影響なども配慮しながら調整を進めていきたいと考えているところでもあります。

次に3項目め、屋内での子どもの遊び場についての1点目、子どもの遊び場について具体的にはどのようなものかとお尋ねについてでございますが、現在旧神納東小学校の体育館を活用し、天候に左右されない屋内遊び場の整備に向けて検討いたしております。具体的には、未就学児の体力向上に結びつくような遊具の設置を検討いたしており、今後専門家等からの意見を踏まえて決定することといたしております。また、指定避難所であることから、可動式遊具を中心とした整備を考えているところでもあります。

次に2点目、具体的なスケジュールはとお尋ねについてでございますが、建築確認の用途変更など所定の手続きを行い、令和3年度中に遊具を設置し、令和4年4月には屋内遊び場を開設したいと考えているところでもあります。

次に3点目、遊び場の床、壁、遊具などへの市内森林資源の積極的な活用はとお尋ねについてでございますが、屋内遊び場の整備につきましては、幼少期から木の香りやぬくもりに触れ、森林の大切さを感じられること、また現在我が国においても進めておりますカーボンニュートラルの考え方にもつながるよう積極的に市産材の活用をしてみたいと考えているところでもあります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） ご答弁ありがとうございます。

まず、1項目めの不育症のことですが、妊娠初期の妊婦さんにとって一番怖くて不安なのは、流産です。流産は、その多くが妊娠4か月までに起こると言われています。厚生労働省では、詳細な実態は把握できていないとされてはおりますが、流産は妊娠全体の約15%の確率ということで、非常に高い確率かなと思います。また、妊娠初期の流産の中には、胎児が非常に小さいため、妊娠したことに気づかないうちに流産する場合もあるということです。最近私も不育症の検査・治療の経験をした方から、検査中は精神的にもまた経済的にも負担が大きく、非常につらかったというお話を伺いました。また、その方のお友達には母子手帳を頂く前に流産する人もおられるとお話がありました。県内でも最近になって、不育治療費の助成制度を創設する市町村が増えつつあります。一昨年まではほとんどなかったかなと思いますけれども、現在のところでは少しずつ増えてきております。少子化対策にもつながることでもありますので、ぜひ実態把握とともに助成制度の創設について、改めて市長にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 全ての対策を講ずることが絶対これは大切だなというふうに思っております。最終的には人口減少、また暮らしやすい住みよいまちづくりにつながっていくことでもありますので、そのところは予断を持たずに進めていきたいというふうに思っております。今回の国の予算の中

に助成事業とされたものについては、聞いてみましたところ、県、政令市に対する事業支援ということで、県が実施するものについて、そういう形で補助するという仕組みだったようであります。ただ、今議員がお話しになられましたとおり、市町村でも単独でやっていること、これ非常に重要な視点だというふうには思っています。どういうふうな形で、本市におきましてそういうものに対応できるのか、しっかりとこれから検討し、研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） ありがとうございます。ちょっと調べますと、関川村、胎内市も最近のを見ますと、制度を取り入れているということになっていました。もしかすると、そういう国なり、県なりの助成を伴わないで、独自にやられているのかもしれませんが。

2項目めの中山間地の生活支援についてですが、地域公共交通の基本的ビジョンを作成する上では、この受益者負担についてどう考えるかというのは、非常に大きいポイントだと考えます。私は、例えば公共料金の一つである水道料金について考えてみました。一つの自治体の中での水道料金というのは、当然市街地と中山間地で格差はないわけです。利用する方にとっては、蛇口をひねって水を使うということが受益行為だからなのだなと考えています。同じことは電気料金でもこれは言えるのだと思います。様々な考えはあるかと思いますが、一律の料金体系にすることで、荒川、神林、村上、朝日、また山北の各地区の一体感が一層強まるのではないかなというふうにも思います。現在は、この荒川、神林、岩船、松喜和では、全般的に使えるデマンド型の乗合タクシーがあります。神林、朝日、山辺里、瀬波地区、ここでは通院対応のデマンド型の乗合タクシーが運行されております。中山間地に多くの集落が村上市は点在しております。高齢者の方がバス停まで歩くこと自体が難しいという意見が非常に多く聞かれます。このような地域性を考えますと、村上市にあっては、地域公共交通としての路線バスというのはなじまないのではないかなと、市民の皆様が本当に使いやすいデマンド型の乗合タクシーを市内全域に採用すべきというふうに考えます。ただ、これは運転士の確保など、以前から市長さんからもお話ありますけれども、いろいろな課題はあります。また、県、国、また新潟交通とか、そういういろいろな事業者との交渉など、ハードルは非常に高く、決して容易なことではないというふうには考えます。しかし、まずはどうすれば市民の利便性と市も財政負担の軽減を両立できるか、具体的な検討をお願いしたいと思います。

またあわせて、先行してデマンドタクシーを全面採用している胎内市の現状も調査してみても考えますが、市長のお考えを伺います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 一つの考え方として、非常に重要な視点と申しますか、これまでも活性化協議会の中でさんざん議論をしてきた部分で実はあります。こういうふうな形で、公共交通というプレゼンスが出てくる前から、JRは鉄道ですから、ちょっと違うかもしれませんが、路線バス、またタクシー事業者さんというのがこれにつきましては、対キロ運賃という形でずっとやられ

てきて、経営をそのまま継続されてきた。そういう状況の中にデマンド型交通機関を入れるということで、その時点で様々なやっぱりハードルがあったわけです。それをどんどん、どんどん環境が変わっていく中で、それぞれが補完する形でやっていこうというところにまで今合意を得て、今仕組みをつくらせていただいているところであります。全ての市民がどこから、距離が違いますけれども、時間の短い、長いはありますけれども、係る経費は一緒だ。まさに水道、電気と一緒にというふうに思っております。ただ、現実問題として、地域経済の中で市場原理を動かしながら民間事業者さんがやられているところとの共存を図っていかなければならないという責務もあるものですから、そのところはしっかりこれから議論していくべきだろうというふうに思っております。ようやくタクシー事業者さんも、これまで個別だったものが今協議会をつくっていただきました。まさに待たなしの状態でのことと考えていこうということで、モチベーション的にはしっかりと盛り上がってきておりますので、その中でしっかりといいすみ分けというのですか、そういうものをしながら、双方がこれならば行けるよねというところを見いだしていくということがこれから少し作業として出てくるのかなというふうに思っております。

それと同時に、人口は減少します。ニーズも多様に変化していきます。そこにつきましては、有償自動車運行のシステムがありますけれども、より法制度のほうもかなり緩やかになってきておりますので、例えば私人だったり、NPO法人であったり、そういう方々が地域の足として、公共交通としてネットワークに参画ができるような仕組み、これにはしっかりと取り組んでいく必要があるなというふうに本当に考えています。できればドア・ツー・ドアという形での運行を部分的でも実現できるような仕組みにつながればいいなというふうに思っているところであります。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） ありがとうございます。ぜひ少しずつでも改善する方向でお願いしたいと思います。

次に、買物の利便性改善についてです。特に山北地区では店舗が少なく、多くの方は鶴岡市の鼠ヶ関で買物をされています。例えば山北地区の約2,000世帯の方が市外の買物で毎月2万円を使うとすると、年間で約5億円近いお金が市外で使われることにもなります。高齢の方からは、買物が不便で何とかしてほしいとのご要望も多く寄せられております。また、今申し上げましたように、村上市内で買物をしていただくことは、市内経済の活性化にとっても、非常に重要なことと考えます。対策として、例えば市内の事業者の方にもご協力いただいて、集落の集会所などを利用して、定期的に仮設の販売所を設けるとか、先ほど市長からもスクールバスを使った移動販売という話がありました。ぜひこういう移動販売も早く実現して、この利便性の改善を図っていただきたいと思いません。市長のお考えをお伺いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 本当にこれは先ほどの公共交通、公共交通全体のネットワークとしては、足

の確保、交通手段の確保ということなのですけれども、交通手段はどういうときに使うのだからということを見ると、通院であったり、通学であったり、買物であったり、あとは遊興、遊びであったり、様々なジャンルがあって、そのうちの一つとして買物、これは生活に密着していますから、非常に重要なポイントだというふうに思っております。スクールバスの活用につきましては、スクールバスを移動販売車、購入車として動かすということではなくて、スクールバスを使って、買物ができる場所、また通院できる場所に人そのものを届けられるような仕組みを検証をするということで、新年度取組をさせていただくということでもあります。あと移動販売車、今事業者さんのほうで動かしていただいております。全部のエリアに入っているというわけではないのですけれども、非常に好評をいただいているというふうにお聞きをしております。それと同時に、いわゆる昔の行商というのですか、皆さんが物を持って家々に歩いていったという、あれは非常に重要な文化でありまして、まさにその形が今効果を発揮しているというのが実態であります。それと同時に、やっぱり買物するという精神的な喜びとか、そういうものも必要だろうというふうに思っております。それと同時に、今度はお店が来るパターンと、今回のコロナ禍の中でも、ネットを使って、いながらにしていろんなものが手に入る。これは生活必需品は全部手に入りますから、よくその議論になりますと、高齢者がなかなか使えないではないかという議論になるわけなのですけれども、例えばそれをフォローしてあげられる方、今まさにおっしゃったとおり週に何回か、1回とか2回とか3回とか、集会施設に集まってというものをそういう形でもいいでしょうし、ご自宅に誰かスタッフが行ってでもいいですし、こういうふうにやれば物は来ます。そうしたときに、購買、物を買うという、買物するという概念が少しこれまでの行って買うのただけでなくて、いろんな仕組みをこれからは考えていく必要があるのかなというふうに思っております。そうするとなかなかまた外出が少なくなるよという話になるのですけれども、そこへきちんと例えば総合型のスポーツクラブに今お願いをしてやっておりますけれども、常にその集落なり、地域に出ていただいて健康運動であったり、いろんなことをしていますので、そういったことを両立で、いろんな取組を進めていくということが大切なだろうというふうに思っております。買物困難な皆さんにしっかりとその辺のところを具体的に提案できるような形で取組を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） ありがとうございます。いろいろ市長お考えということですので、ぜひとも早く改善を図っていただければと思います。よろしくお願いたします。

最後に、屋内での子どもの遊び場についてですが、市長も先ほど言われていましたけれども、自然の木のぬくもりをやっぱり小さいお子さんが直接肌で感じるということは、重要な木育にも通じると考えます。また、村上市は昨年10月に港区と間伐材をはじめとした国産材の活用促進に関する協定も結んでおりますし、SDGsの観点からも、森林資源の有効活用というのは非常に大きいテーマになり得るのだろうと思います。加えて全国的に我が市と同じように、子どもの屋内の遊び場

に対するニーズというのは、非常に高まっているのです。ちょこちょこ新聞にも載っております。今後市内の木材を利用した遊び場や遊具などを設計・施工するノウハウを蓄積して、県内また県外に営業活動を広げていけるような事業者を支援することが重要なというふうに考えます。そうした意味で、今回の旧神納東小学校体育館の屋内の子どもの遊び場については、ぜひとも村上市の力を結集したモデルケースとして取り組んでいただき、広く内外にアピールしていただくことで、結果的に林業関連事業のさらなる成長につなげていただきたいと思います。最後に、市長のお考えをお伺いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 本当に大切な分野、視点だというふうに思っております。幸いなことに村上市におきましては、我が県、新潟県におきまして、その素材の生産量半分を占める森林資源を持っているわけでありまして。県のほうもしっかりこれを伸ばしていこうという形になっております。まさにこの地域が中心となって、物事には取り組んでいかなければならないというふうに思っております。これは、新潟県全体また本市におきます経済活動という意味で、大きな意味を持つわけでありまして、また同時に市民にとりましては、いわゆるこの木育、子どもたちもそうなのですが、森林、木に親しむ、木と共生しながらこれから地域づくりを進めていく、まちづくりを継続させていく、これはまさに2050年のカーボンニュートラルの実現、これに向けて、また世界基準でSDGs、これをしっかりと完遂をさせていくという意味においても、大きな意味のあることだろうというふうに思っております。まさにそれを担うのがこの林産業ということになるわけでありまして、これまでも私いろんな形で公共施設につきましては、市産材を使うということで取組を進めてまいりました。駅前の駐輪場であったり、スケートパークであったり、あと他の公共施設の部分につきましても、市産材を活用させていただきながら進めてきたところでありまして。そうしたことも含めて、これから予定をしますものについても、当然そうでありますけれども、旧神納東小学校を中心としたそういった屋内施設の子どもたちの寄り添える場、寄り合える場というものをつくるときに、ぜひメッセージとして出していけるような、そういう形にできればいいなというふうに思っておりますので、しっかり取組は進めさせていただきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで富樫雅男君の一般質問を終わります。

午後2時45分まで休憩といたします。

午後 2時33分 休 憩

---

午後 2時45分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（三田敏秋君） 次に、11番、渡辺昌君の一般質問を許します。

11番、渡辺昌君。（拍手）

[11番 渡辺 昌君登壇]

○11番（渡辺 昌君） 渡辺昌でございます。これから議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を行います。

質問項目は大きく3項目であります。1項目め、成年後見制度について。本市においても、成年後見制度の利用促進に取り組まれていると認識していますが、現在の状況や課題を把握するため、以下の点について伺います。

①、本市における成年後見制度の利用状況について、制度利用件数の推移、成年後見等の種類、親族と専門職など第三者による後見の割合、あわせて制度利用件数の今後の見通しについて伺います。

②、令和3年度施政方針において、市の成年後見制度利用促進基本計画を兼ねた第2期村上市地域福祉計画の策定に着手する旨が述べられていますが、基本計画単体での策定としなかった理由について伺います。

③、本市でも今年度より市民後見人養成講座が実施されましたが、その評価と今後の養成講座の計画及び目標とする養成講座修了者数について伺います。

④、養成講座修了者が実際に家庭裁判所から市民後見人に選任されるには、十分な実務研修が必要と思われませんが、養成講座修了者への支援等の体制はどのようになっているのか、伺います。

⑤、佐渡市では市民後見人養成講座修了者の多くが市民後見人に選任されている一方、県内の他の自治体では、市民後見人ではなく、法人後見支援員として活動されています。本市における市民後見人養成の方向性について伺います。

⑥、本市が中心市となり、関川村・粟島浦村とともに定住自立圏を形成し、各事業に取り組んでいるところですが、今後広域連携によって成年後見制度利用促進を図ってはとありますが、所見を伺います。

大きな項目の2項目め、道の駅「朝日」拡充基本計画の見直しについて。先般の全員協議会において、道の駅「朝日」拡充基本計画の見直しについて、担当課より説明がありました。そこで、以下の点について伺います。

①、計画見直しの具体的な内容はいつ頃示されるのか。また、事業完了が当初の計画よりも大幅に遅れると思いますが、今後のスケジュールについて伺います。

②、計画見直しによる事業費の見込みや財源等についての考えを伺います。

③、温泉は道の駅「朝日」の魅力をも高める重要な資源であると思いますが、老朽化した温泉施設

の今後の改修や運営について、所見を伺います。

大きな項目の3項目め、特殊詐欺被害への対策について。巧妙な手口で不特定多数の方から多額の現金をだまし取る特殊詐欺が大きな社会問題となっています。本市においても毎年被害が出ていますが、どのような被害防止への対策が取られているのか、伺います。

市長答弁いただいた後に再質問いたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、渡辺議員の3項目のご質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

最初に1項目め、成年後見制度についての1点目、成年後見制度の利用状況と制度利用件数の今後の見通しはとのお尋ねについてでございますが、成年後見制度の利用件数の推移につきましては、平成30年12月末時点での利用者は105人、令和元年12月末時点で111人、令和2年12月末時点では116人と増加傾向にあります。成年後見等の種類の内訳につきましては、令和2年12月末時点で、後見が87人、保佐が24人、補助が5人となっております。また、親族等と第三者後見人の割合につきましては、親族等が50人で43.1%、第三者後見人が66人で56.9%となっております。制度利用の今後の見通しといたしましては、高齢化の進行による認知症高齢者の増加や親族の支援が受けられない高齢者の増加も見込まれ、本制度の利用件数につきましても増加していくものと考えているところであります。

次に2点目、市の成年後見制度利用促進基本計画について、基本計画単体での策定としなかった理由はとのお尋ねについてでございますが、地域福祉計画は、高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する、いわゆる上位計画であり、一体的に策定することによって関連する分野、施策とのつながりを明確にできるメリットがあります。また、成年後見制度利用促進基本計画の策定につきましては、既存の関連する計画との整合性を取ることを重視しておりますので、本市において、地域福祉計画に盛り込む形で策定することといたしたところであります。

次に3点目、令和2年度実施された市民後見人養成講座の評価と今後の養成講座の計画、目標とする養成講座修了者数はとのお尋ねについてでございますが、市民後見人養成講座につきましては、厚生労働省で示す市民後見人養成のための基本カリキュラムに従い、基礎講座、実務講座、実地研修を行い、後見人の候補者を養成するものであります。令和2年度につきましては、7月から12月までの間に基礎講座5日間、実務講座4日間、実地研修2日間の合計11日間のカリキュラムで行い、11人の方が受講されました。受講生の皆様からも支援を必要とする市民のためになりたいという決意をお聞きいたしているところであり、11人もの熱意ある市民後見人候補者を養成できましたことは、大変心強く感じているところであります。令和3年度以降も講座を継続し、候補者を養成する

計画といたしており、加えて候補者のフォローアップ体制の強化につきましても取り組んでいくことといたしております。また、目標とする養成講座の修了者数につきましては、一人でも多くの方の受講をお願いしたいと考えているところでありますが、潜在化しているニーズもあるものと考えておりますので、支援を必要とする方の実態把握に努めながら、必要な修了者数を見極めてまいりたいと考えているところであります。

次に4点目、養成講座修了者への支援等の体制はとのお尋ねについてでございますが、令和2年度の養成講座を修了し、市民後見人名簿登録候補となった11人の方につきましては、スキルアップのためのフォローアップ講座を開催するほか、弁護士などの専門職や法人後見の関係機関の協力を得ながら、法人後見支援員として実務を経験できる取組など、研究をいたしましてまいりたいと考えているところであります。

次に5点目、本市の市民後見人養成の方向性はとのお尋ねについてでございますが、養成講習会の修了者が市民後見人として選任されるには、市民後見人名簿に登録され、家庭裁判所から選任される必要がありますが、すぐに選任されることは難しいのが実態であります。選任されるには、講習修了者が法人後見支援員などの実務経験を有していること、また行政をはじめとした地域において、市民後見人として選任された後の支援体制が確立されていることが必要となります。本市といたしましては、講習終了後法人後見支援員として活動できる環境を整えるとともに、市民後見人として活動しやすい支援体制を整備し、講習会修了者の皆様が市民後見人として選任されるよう取り組んでまいります。

次に6点目、広域連携によって成年後見制度利用促進を図ってはいかがかとお尋ねについてでございますが、本市と定住自立圏を形成している関川村及び粟島浦村においても、成年後見制度における課題は共通しているものと思われまます。広域連携により、互いの市村にとって効果的な制度利用促進につながるのか、研究をいたしましてまいりたいと考えておりますが、まずは本市の体制強化を図る取組を進めてまいります。

次に2項目め、道の駅「朝日」拡充基本計画の見直しについての1点目、計画見直しの具体的な内容は、いつ頃示されるのか。また、事業完了が当初の計画より大幅に遅れると思いますが、今後のスケジュールはとのお尋ねについてでございますが、道の駅「朝日」拡充基本計画の見直しにつきましては、昨年12月の全員協議会でもご説明をいたしましたとおり、持続的な運営が可能な道の駅を目指した施設の規模や内容等とするため、現在拡充基本計画の修正作業を進めているところであります。計画の修正作業につきましては、本年3月末までに取りまとめることといたしており、その後民間活力の活用につきましては、サウンディング調査を実施する予定といたしております。こうした内容を踏まえ、具体的な計画内容につきましては、できるだけ早くお示ししたいと考えているところであります。なお、今後のスケジュールにつきましては、現在計画の見直し作業中であることから、当初の拡充基本計画でお示したスケジュールでの整備は厳しいものとなっております。

が、朝日温泉道路の進捗状況等と併せながら、道の駅の運営には支障とならないよう進めていくことといたしております。

次に2点目、計画見直しによる事業費の見込みや財源等についての考えはどのお尋ねについてでございますが、拡充基本計画を定めた上で事業費を算定することといたしておりますので、修正作業中である現時点での事業費をお示しすることはできません。また、財源等につきましては、対象となる各種交付金事業や有利な地方債事業を有効に活用していきたいと考えているところであります。

次に3点目、温泉は道の駅「朝日」の魅力を高める重要な資源であると思っておりますが、老朽化した温泉施設の今後の改修や運営はどのお尋ねについてでございますが、この施設につきましては、平成3年に温泉掘削に着手し、平成5年に朝日まほろばふれあいセンターとして、温泉施設と温泉スタンドを開設をいたしました。翌平成6年に体験交流センターと宿泊施設を開設以降、朝日きれい館など観光の拠点、重要な資源として運営をいたしているところであります。議員ご指摘のとおり、それぞれの施設が開設後20年以上経過し、老朽化してきておりますが、日々適正なメンテナンス管理に努めているほか、源泉設備を含め、給配湯に係る設備につきましては、計画的な修繕を行うなどの対応をいたしているところであります。しかしながら、施設や設備の経年による不具合も認められることから、今後道の駅「朝日」拡充基本計画の進捗及び本市公共施設の経営改善の検討を踏まえ、必要な改修等を行ってまいりたいと考えているところであります。こうした状況を踏まえ、日本海沿岸東北自動車道の延伸に伴い、道の駅「朝日」がこれまで以上に周遊観光の拠点施設となるよう運営をしていくことといたしております。

次に3項目め、特殊詐欺被害への対策についての毎年被害が出ているが、どのような被害防止への対策が取られているかとのお尋ねについてでございますが、令和2年中の市内における特殊詐欺の被害状況につきましては、架空請求詐欺や還付金詐欺など、認知件数として4件、総額約258万5,000円の被害が発生しております。特殊詐欺の発生や疑われる事案が発生した場合につきましては、むらかみ防災・防犯情報ねつとによる一斉メール配信により注意を呼びかけており、また緊急性が特に高い場合は、防災行政無線により注意喚起を行っているところであります。特殊詐欺被害を未然に防止するための取組といたしましては、村上警察署や青少年育成市民会議等の関係団体と連携し、特殊詐欺防止啓発活動を行っており、先日の2月21日には市内ショッピングセンターにおいて啓発活動を行ったところであります。特に年金支給日を狙った犯罪が全国的に多発している状況を踏まえ、本市においても年金支給日につきましては、各金融機関前での被害防止活動を強化しているところであります。このほか防犯機能付電話機の設置を推奨しているほか、消費生活センターにおいては、不審な電話やはがき等に関する相談に対する助言等を行い、被害の防止と相談された方の不安解消に努めているところであります。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

1 項目めの成年後見制度についてであります。新潟県社会福祉協議会では、毎年平成25年度から県内における成年後見制度の取組状況の把握を目的に、新潟家庭裁判所、県内の30市町村、そして県内の30の市町村社会福祉協議会を対象にそれぞれ調査した結果をまとめており、今回は令和2年度に発行されました成年後見制度に関する実態調査というのが県社会福祉協議会のホームページで見れますので、それを参考にしながら再質問を進めたいと思います。先ほど本市の成年後見制度の現況について説明いただきましたけれども、県全体で見ますと、平成25年に成年後見利用者3,732人であったものが令和2年5月現在で4,909人、約1,200人増加しております。また、前年比で見ましても、294人の増加となっております。また、成年後見人等の選任の状況を見ますと、本人との関係で見ますと、令和元年で親族による後見人が20.1%、第三者による後見が79.1%となっております。先ほど市の状況と見ますと、まだ大分差があるように思いますけれども、今後本市の場合も、それに近い数字にだんだんくなっていくのかなと思います。そうした中で、例えば後見人の受皿となる専門職の方の人数であるとか、また利用者増加のことを考えた場合、そして社協でも法人後見始まりましたけれども、今現在の市の状況というのは、大まかに言えばぎりぎりの状態なのか、それともまだそこまではいっていないけれども、将来的なことを踏まえて制度を整えているという状況なのか、その辺のところ現状についてお聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 今現在先ほど言ったとおり116名というのは、年々増えてはおります。ぎりぎりといえばあれなのですけれども、昨年度はまた弁護士さんも新たに事務所を開設しましたけれども、やっぱりこれから先を見ると、どうしても増えていくのは分かっているわけでございますので、先ほどの市民後見とかも養成して、受ける人を増やしていきたいと考えております。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） そして、県の調査で第三者後見人の内訳を見ますと、司法書士が31.7%、弁護士は30.7%、社会福祉士が24.8%、そして社会福祉協議会は7%、残りが行政書士やその他の法人などということになっておりますけれども、本市の場合は、専門職の方の人数というのはどのような状況になっておりますか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 申し訳ございませんが、そういうデータは持ってございません。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 成年後見制度利用促進基本計画について、単体での策定ではなく、地域福祉計画の中に盛り込んで策定するとの答弁、理由について伺いました。それ自体は分かりましたけれども、例えば計画策定に向けての国の手引書を見ますと、今ある計画の中に盛り込む場合の留意点として、その検討委員会の中には、成年後見制度の専門家の方がいない場合もあるので、その点に

留意しなければならないという記載がありましたけれども、本市の場合はどのような状況になって  
いますか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 地域福祉計画策定委員につきましては、今のところ委員の選任は行って  
おりません。今回成年後見制度利用促進計画につきまして、盛り込む形になりましたので、その知  
見のある方を委員またはアドバイザーとしてお迎えしようと思っております。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 国からは、基本計画の策定と併せて中核機関の設置も求められておりますけ  
れども、成年後見制度に関わっている既存の組織など、地域の実情に沿って中核機関にすることな  
ども示されておりますけれども、中核機関の設置については、どのような現在のところ検討されて  
いますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 中核機関につきましては、今市の利用促進検討会の中で、どのような形  
で持っていくかということを検討しております。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 国の手引書を見ますと、権利擁護を図る上でもできるところから取り組むよ  
うにとの説明がありまして、特に基本計画と中核機関、どちらが後先というのはないように思いま  
すけれども、今のところその基本計画と中核機関の設置については、時期的なものというのは何か  
考えられていますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 国で示されているとおり、計画と中核機関、同時でなくてもいいわけな  
のですが、計画については来年度中、令和3年度中に策定しますし、中核機関につきましては、ま  
だ今検討中というところで、関係団体、社会福祉協議会でありますとか、検討会のメンバーであり  
ます弁護士、司法書士、県社協の方ともいろいろ協議をしておりますので、いつまでにつくり上げ  
るということはまだ時期的には明確にはなっておりませんが、ただいま検討中であります。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 直営か委託かということも含めて決まっていないということですね。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） その点も含めて検討中であります。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 次に、市民後見人養成の取組について伺います。

これまで市民後見人養成講座、養成研修を開催した市町村というのは、令和元年度までで5市町  
新潟市、柏崎市、糸魚川市、佐渡市、阿賀町、そして令和2年からは本市が加わりました。そのほ

かに令和2年度に養成講座、養成研修を開いた自治体というのは把握されていますか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 把握しておりません。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 今述べた中で、やはり新潟市と柏崎、そして糸魚川市、佐渡市、阿賀町、そして本市の地理的な条件とか、高齢化率とか、そのようなことを見ますと、何か共通する点が多いのかなと思っております。県内で早く市民後見人養成講座を実施したというのは、やはりなかなかその専門職の方だけでは、後見制度を受けるのは難しいのかなという、そういう背景があるのかと思いました。それで、市民後見人養成講座の修了者、新潟市で令和元年度現在で150人、柏崎で54人、糸魚川市で19人、佐渡市で78人、そして阿賀町で32人となっております。それで実際にどのくらいの方が家庭裁判所から選任され、実際に市民後見人として活動されているかといいますと、佐渡市の21人だけなのです。では、新潟市はどうなっているのかというと、その約3分の2ぐらいの方が後見支援員ということで活動されております。先ほどの本市はどのような方向かと伺ったところでは、後見支援員の経験を積んで、その後市民後見人としての活動をしてもらうような体制と思いましたが、そういう方向でしょうか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） そのとおりでございます。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 市民後見人に選任するのは、家庭裁判所であります。実際に養成講座を修了し、実務経験を積んで、名簿に載せても、なかなか市民後見人として選任されることが少ない状況でありますけれども、市民後見人に求める経験とか、能力とか、そういうことというのは選任する家庭裁判所の判断によるものですが、家庭裁判所との情報交換といいますか、そういうことについて話を聞く場というのはあるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 先ほど来ご紹介していますが、成年後見制度利用支援体制検討会というものが組織されていまして、その中に今年度から家庭裁判所の書記官の方をオブザーバーでお迎えしております。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） それと、次に法人後見について、これは平成30年度から市社会福祉協議会のほうで始めた事業でありますけれども、先ほど県の社協の資料を見ますと、法人後見の業務10件受任して、1件終了しているということで、現在9件社協のほうでは法人後見をやっているということなのですが、令和2年度の現在の状況というのは把握されていますか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） 先日お聞きしたところによりますと、令和2年度は10人受任しまして、2人の方が亡くなったということで、現在8人と聞いております。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） ほかの自治体の社協では、どのような取組をしているのか見ましたところ、新発田市の社協のホームページの中に、法人後見の業務についての説明の中で、法人として成年後見人等の受任の条件というのが書いてありました。それを見ますと、市長申立て案件で、ほかに適切な受任者がいない場合、日常生活自立支援事業の利用者で、判断力が低下した場合というのが2項目挙げられていました。この村上市の社協の法人後見において、このような条件があるかどうかというのは把握されていますか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 申し訳ありません。ちょっと詳しいことは把握していないのですが、先ほど新発田市もご紹介ありましたけれども、村上市の社協では、市長申立てには限っていないということですよ。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 今回一般質問するに当たり、担当課に行って成年後見制度のチラシやパンフレットありますかと言いましたら、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会が発行しているこういうパンフレットありましたので、もらってきました。これ見ますと、この題名が日常生活自立支援事業と成年後見制度のご案内という内容であります。先ほどの新発田市の条件のことも併せますと、やはりこの社協が法人後見を行う第一の目的というか、大きな目的というのは、やはり日常生活自立支援事業と大きく関係するのかなと思いましたがけれども、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） どのように表現したらいいかちょっとあれなのですが、成年後見制度と日常生活自立支援事業につきましては、内容的には似通った部分はあるのですが、根本的に違う制度というふうに認識しております。日常生活自立支援事業につきましては、ある程度の判断ができる方で、ただ契約であるとか、お金の引き下ろしであるとか、ちょっと不安だという方に対して、社協のほうで支援員をつけてお手伝いをするという形になっておりますが、成年後見制度につきましては、法定代理人となりますので、意思決定といいますか、判断ができない方というのが対象となりますので、似たような制度ではありますが、違うものとして捉えております。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） いろいろ見た中では、結局はその社協で日常生活支援事業を行っています。そうした場合に、その方が判断力が衰えてきた場合に、継続してそのサービスを受けるために成年後見制度、それを社協が行うような感覚で、その上で日常生活自立支援事業のサービスを受けるのかなと理解したのですけれども、そういう意味ではないですか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 日常生活自立支援事業から成年後見のほうに移行する方も確かにおりますが、必ずしも成年後見、法人後見を受けるに当たっての前提となるわけではないということです。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） それで、社協では成年後見事業、例えば市民後見人養成講座事業のほかに普及啓発事業、相談支援事業、申立て支援事業などを行っていますけれども、今現在はほとんど社協の自主事業としてやっているようであります。また、法人後見事業についても、ほかの社協では行政からの委託金とか、補助金とか入って、あとは自主財源を使って行っているのですけれども、村上市社協の場合は、後見報酬をその財源として見込んでいるというのですけれども、これは社協と行政の関係といいますか、もっと補助金とか、委託金とか、そういうことをもって、一体として取り組んでいるのかなと漠然としたイメージしているのですけれども、ちょっと違うのかなと思ったのですけれども。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 事業としては一体的に取り組んでおりますが、特に市から委託をしているとか、補助を出しているとかということではありません。ただ、今年度実施しました市民後見人養成講座につきましては、市からの委託であります。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 成年後見制度というのは、一般の市民の方にはなかなか知られていない、なかなか理解されていない部分もあると思いますけれども、ここにいる方皆さん自分も含めてでありますけれども、将来的に市民後見制度、成年後見制度を利用しないという人はゼロ、皆さんが僅かながらでもそういう可能性はあるわけで、そういう意味でも、地域社会全体でのこの制度への理解というのは大事だと思いますけれども、今後の一層の啓発に努めていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（小田正浩君） そのように周知していきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 次に、道の駅「朝日」についてであります。今回この見直しのことを聞きまして、特に見直しするというのもそうなのですけれども、結局それによって計画は随分先送りになるのかなという印象を持ちました。市長答弁にもありましたように、朝日温海道路の進捗状況、開通状況とこの道の駅のリニューアル後のオープンの時期というのは、かなり重要な関係にあると思います。高速道路の開通とリニューアルのオープンが同じでは意味がないわけで、オープンのやはりある程度前にリニューアルしてオープンして、開通までにある程度の評価をいただくような施設にしておかないと、開通したからとすぐお客様が利用されるとは思わないのですけれども、その

辺のところどのように考えますか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまでも供用開始前にしっかりとつくり上げたいということで取り組んできましたけれども、様々な要因で今現況こうなっているということを議会のほうにもご説明を申し上げたところであります。決して供用開始と道の駅のリニューアルが同時であったとしても、それがゆえに影響があるということは、そのまま言えることでもないのだろうなというふうに思っております。これからずっと使うわけです。何十年も使っていきます。これまでも申し上げているとおり、道の駅「朝日」については、高速道路が隣接しているわけでありまして。高速道路から直で入られる道の駅でありますので、この利点は存分にこれからも活用していけるというふうに思っておりますので、そこのところを持続する道の駅として、施設が永続的に活用できるような仕組みにもう一回しっかりと今形が変わりましたので、国のほうの〔質問終了時間10分前の予告ブザーあり〕影響もありますものですから、それを踏まえた上でしっかりやっっていこうということでありまして。これからそういう形で進めていく中で、工事が順調に進捗していけばおおむね10年ということで、これまでもお話をさせていただいておりますが、これは当然用地取得、また地質の問題もいろいろありますので、これもまた何とも言えない、そういう状況であります。いろんなものを積み上げながら、しっかりとどここの区間については、いつ供用開始ができるのだというふうな目標値をこれから明確に国のほうから示していただくような作業にもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。それを進める中で、道の駅「朝日」のリニューアルがどういうふうな形でそこにアテンドしていくことができるのかというふうなところをしっかりとアナウンスをしていく、これが重要なことだろうというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） ちなみに鶴岡市側、やはりインターのすぐそばに鼠ヶ関ですか、道の駅造る計画を進められていると思いますけれども、現在どんな状況かと分かりましたら教えてください。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） 今私どもが聞いている情報ですと、私どもほどまだ話が進んでいない状況で、ちょっとはっきりした情報ではないのですが、何かしゃりん、現在道の駅ございませけれども、あれがそのまま向こうに行くような話は聞いております。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 今回の見直しのことなのだと思いますけれども、時間ないのであまり長くはしゃべらないですけれども、かなりこの10年間いろんなことがあって、道の駅リニューアルしようという流れで、簡単に言えばそうなったと思うのですが、例えば今鼠ヶ関の道の駅も、多分最初は朝日より早く完成するような計画だったように思いますけれども、国の方針が変わったとか、そういうのではないのですよね。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） 山形のほうの話については、理由についてはちょっと分かりませんが、鶴岡市からのお話だと、進捗状況については先ほど申し述べたように、うちよりも若干進んでいないのかなという感じでございます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 特段国の考え方が変わったというふうな認識を私はしておりません。ただ、これまでの間で、国の守備範囲と地元の守備範囲という議論をさんざんやらせてきていただいたわけでありまして、その都度所管であります現場サイドのニュアンスも変わります。国のほうも当然コンサル入れますから、そういう形でその辺も意思の疎通が若干ずれていくということは当然あるわけでありまして、根本的な国の持ち分、地元の持ち分というふうな形で、道の駅をしっかりと道路利用者のため、我々は道路利用者はもちろんであります、地域の活性化、またエリアの活性化ということも含めて、地域活性化部分について造るわけでありまして、そういった部分については、特段国のほうとはしっかりと連携が取れているのではないかなというふうには私自身は感じております。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） 次に3番目、特殊詐欺について伺います。

本当は別のことをここで述べようかと思っていたのですが、先週あたりから新型コロナワクチン接種に便乗して金品や個人情報盗み取ろうとする電話とか、メールがあちこちで出ているということで、全国ニュースでも注意喚起を呼びかけるニュースがありました。また、県のホームページを見ましたら、やはりそういういわゆるワクチン詐欺が出ているので注意してくださいみたいなホームページに載っていました。こういうことというのは、県のホームページには載っていたのですが、自治体のほうには、そういう何か情報提供なり、注意喚起の要請とかあるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） そのコロナに関する特殊詐欺の件につきましては、ただいま新型コロナのワクチンの接種チームのほうで、ホームページのほうに載せる準備をしております、ちょっとすみません、タイミング的にもう〔質問終了時間5分前の予告ブザーあり〕載っているか、その準備をしているということで、しっかりと対応策をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○11番（渡辺 昌君） もう既に県内他の自治体でもホームページ上に注意喚起のものが載っています。今のワクチン接種の状況を見ますと、ニュースを見ていると、本当にまだまだ全然いつ頃になるか分からないわけです。その間結構そういう詐欺も横行する可能性もありますので、早めに機会

を捉えて、また今ある防災メールですか、そういうのを使いながら、特殊詐欺被害を予防するように努めていただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（三田敏秋君） これで渡辺昌君の一般質問を終わります。

---

○議長（三田敏秋君） 本日はこれで散会いたします。

また、3月1日は午前10時から一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。  
長時間大変ご苦労さまでした。

午後 3時31分 散 会